

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事
工事地名	山梨県甲州市大和町初鹿野地先外 1 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 7 年 10 月
2) 事務所名	甲府河川国道事務所 工務第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010002	1 4) 単価適用年月	2026 年 2 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 2 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	329 日間 自 令和 8 年 5 月 7 日 (当初) 至 令和 9 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	甲州地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 2 0 号	2 2) 処 分 費 等	458, 250
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 15 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5） 工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		32,606,132			
道路土工			式	1		1,167,756			
掘削工			式	1		151,470			
掘削		土砂 片切掘削							単-1号
			m3	110	1,377	151,470			
落石防護土堤工			式	1		764,376			
路体(築堤)盛土		4.0m以上							単-2号
			m3	320	250	80,000			
積込(ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満							単-3号
			m3	220	244.8	53,856			
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土含む)							単-4号
			m3	220	2,866	630,520			
法面整形工			式	1		251,910			
法面整形(切土部)		現場制約無 け質土、砂及び砂質土、粘性土							単-5号
			m2	170	955.3	162,401			
法面整形(盛土部)		法面締固め無 現場制約無							単-6号
			m2	190	471.1	89,509			
法面工			式	1		708,300			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5） 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
植生工		式	1		708,300				
種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	m2	190	361	68,590			単-7号	
植生マット	植生マット工 250m2未満	m2	170	3,763	639,710			単-8号	
排水構造物工		式	1		5,133,656				
作業土工		式	1		4,324				
床掘り	土砂	m3	1	303.2	303			単-9号	
埋戻し		m3	1	3,483	3,483			単-10号	
基面整正		m2	1	538.6	538			単-11号	
側溝工		式	1		3,755,732				
プレキャストU型側溝	PU1-B300-H360	m	6	12,840	77,040			単-12号	
プレキャストU型側溝	PU3-B300-H400	m	42	23,610	991,620			単-13号	
コルゲートフリューム	各種 D1500×H750	m	59	36,690	2,164,710			単-14号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その５）工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
自由勾配側溝		B300×H500	m	5	18, 590	92, 950			単-15号
自由勾配側溝		B300×H600	m	6	20, 450	122, 700			単-16号
自由勾配側溝		B300×H700	m	6	21, 850	131, 100			単-17号
自由勾配側溝		B300×H800	m	4	24, 390	97, 560			単-18号
側溝蓋 コンクリート蓋			枚	18	2, 754	49, 572			単-19号
側溝蓋 グレーチング 蓋			枚	2	14, 240	28, 480			単-20号
集水桝・マンホール工			式	1		1, 373, 600			
現場打ち集水桝 G1-B600×L600×H700		現場打材 18-8-25(高 炉) 法面作業補正無	箇所	1	117, 200	117, 200			単-21号
現場打ち集水桝 G1-B900×L900×H700		現場打材 18-8-25(高 炉) 法面作業補正無	箇所	1	191, 200	191, 200			単-22号
現場打ち集水桝 G1-B1600×L800× H1000		現場打材 18-8-40(高 炉) 法面作業補正無	箇所	1	421, 200	421, 200			単-23号
現場打ち集水桝 G2-B2000×L2000× H1100		現場打材 18-8-40(高 炉) 法面作業補正無	箇所	1	644, 000	644, 000			単-24号
落石雪害防止工			式	1		24, 296, 520			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その5）工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
落石防護柵工 ①			式	1		14, 224, 060			
ロープ・金網		柵高 3m 300kJ 厚メッキ無	m	30	175, 800	5, 274, 000			単-25号
支柱（端末）		高エネルギー吸収柵	本	3	1, 279, 000	3, 837, 000			単-26号
支柱（中間）		高エネルギー吸収柵	本	3	1, 290, 000	3, 870, 000			単-27号
アンカー（ベースプレート固定）		セメントアンカー D22×1500	本	12	30, 060	360, 720			単-28号
アンカー（背面控え）		セメントアンカー D22×1500	本	6	38, 410	230, 460			単-29号
アンカー（側面・斜方向控え）		セメントアンカー D22×2000	本	4	48, 670	194, 680			単-30号
足場（鉄筋挿入）			空m3	90	5, 080	457, 200			単-31号
落石防護柵工 ②			式	1		10, 072, 460			
ロープ・金網		柵高 3m 100kJ 厚メッキ無	m	47	73, 580	3, 458, 260			単-32号
支柱（端末）		高エネルギー吸収柵	本	3	843, 300	2, 529, 900			単-33号
支柱（中間）		高エネルギー吸収柵	本	3	859, 600	2, 578, 800			単-34号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5） 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
アンカー（ベースプレート固定）	セメントアンカー D22×1000	本	12	21,400	256,800			単-35号	
アンカー（背面控え）	セメントアンカー D22×2000	本	6	48,670	292,020			単-36号	
アンカー（側面・斜方向控え）	セメントアンカー D22×2000	本	4	48,670	194,680			単-37号	
足場（鉄筋挿入）		空m3	150	5,080	762,000			単-38号	
仮設工		式	1		1,299,900				
交通管理工		式	1		1,299,900				
交通誘導警備員	A	人日	70	18,570	1,299,900			単-39号	
道路維持		式	1		14,712,420				
舗装工		式	1		14,526,720				
切削オーバーレイ工		式	1		14,526,720				
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型 (20) DS3000	m2	3,900	3,515	13,708,500			単-40号	
殻運搬（路面切削）		m3	195	1,846	359,970			単-41号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その５）工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分		アスファルト殻	m3	195	2, 350	458, 250			単-42号
仮設工									
交通管理工			式	1		185, 700			
交通誘導警備員		A	式	1		185, 700			単-43号
直接工事費			人日	10	18, 570	185, 700			
共通仮設費			式	1		47, 318, 552			
共通仮設費			式	1		5, 698, 300			
共通仮設費			式	1		635, 300			
運搬費			式	1		97, 300			
建設機械運搬費			台	1	97, 300	97, 300			単-44号
現場環境改善費（率計上）			式	1		538, 000			
共通仮設費（率計上）			式	1		5, 063, 000			
純工事費			式	1		53, 016, 852			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事 (当 初)					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費			式	1		16,779,000			
工事原価			式	1		115,744,480			
一般管理費等			式	1		19,195,520			
工事価格			式	1		134,940,000			
消費税相当額			式	1		13,494,000			
工事費計			式	1		148,434,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5） 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良			式	1		30,398,628			
道路土工			式	1		25,791,636			
路体盛土工 (ICT)			式	1		7,590,880			
路体 (築堤) 盛土 (ICT)			m3	30,400	249.7	7,590,880			単-1号
場内運搬工			式	1		18,200,756			
積込 (ルーズ)		破碎岩 土量50,000m3 未満	m3	30,400	302	9,180,800			単-2号
土砂等運搬		硬岩	m3	30,360	297.1	9,019,956			単-3号
擁壁工			式	1		4,606,992			
補強盛土工			式	1		4,606,992			
ｼﾞｵｷﾞｽﾀﾙ敷設			m2	1,707	2,136	3,646,152			単-4号
土材料			m3	170	5,652	960,840			単-5号
直接工事費			式	1		30,398,628			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5） 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		4,319,000			
共通仮設費			式	1		927,000			
技術管理費			式	1		548,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		548,000			内-1号
現場環境改善費（率計上）			式	1		379,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		3,392,000			
純工事費			式	1		34,717,628			
現場管理費			式	1		11,231,000			
工事原価			式	1		45,948,628			

内訳書<データ無し>

							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	フルト-サ	式	1		548, 000			
合 計					548, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 片切掘削	単位	m3	数量		単価	
						1		1,377
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 片切掘削						
			m 3	1	1,377	1,377		
計						1,377		
単価						1,377	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量		単価	
						1		250
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し						
			m 3	1	250	250		
計						250		
単価						250	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	積込 (ル-ス)	土砂 土量50, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	244. 8	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
積込 (ル-ス)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	244. 8	244. 8			
計						244. 8			
単価						244. 8	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	2, 866
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0. 8m3(平積0. 6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 22. 5km以下	m 3	1	2, 866	2, 866		
計						2, 866		
単価						2, 866	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(切土部)	現場制約無し 質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	955.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		切土部 無し 質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	955.3	955.3		
計						955.3		
単価						955.3	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部)	法面締固め無し 現場制約無し	単位	m2	数量	1	単価	471.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	471.1	471.1		
計						471.1		
単価						471.1	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一7号	種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	単位	m2	数量		単価	361
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械播種施工による植生工		種子散布工 100m2以上250m2未満 無	m 2	1	361	361		
計						361		
単価						361	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一8号	植生マット	植生マット工 250m2未満	単位	m2	数量		単価	3,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力施工による植生工		植生マット工 250m2未満 無	m 2	1	3,763	3,763		
計						3,763		
単価						3,763	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一9号	床掘り	土砂	単位	m3	数量		単価	
						1		303.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 平均施工幅1m以上2m未満 無し 無し	m 3	1	303.2	303.2		
計						303.2		
単価						303.2	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一10号	埋戻し		単位	m3	数量		単価	
						1		3,483
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m未満	m 3	1	3,483	3,483		
計						3,483		
単価						3,483	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一11号	基面整正			単位	m2	数量	1	単価	538.6
名称			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正				m 2	1	538.6	538.6		
計							538.6		
単価							538.6	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一12号	プレキャストU型側溝	PU1-B300-H360	単位	m	数量	1	単価	12,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		据付け 無し 無し 鉄筋コンクリート型 JIS A 5372 300C 300×360×600 無し 無し 有り 再生クラッシュラン 40～0	m	1	12,840	12,840		
計						12,840		
単価						12,840	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-13号	プレキャストU型側溝	PU3-B300-H400	単位	m	数量		10	単価	23,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
U型側溝		据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 300B 300×400×2000 無し 無し 有り	m	10	15,680	156,800			
蓋版		据付け 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 300 41.2×9.5×50 無し 無し	枚	19	3,471	65,949			
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	10,840	10,840			
跳上り防止金具		Sタイフ 並目 JIS側溝	組	1	2,430	2,430			
諸雑費 (まるめ)			式	1		81			
計						236,100			
単価						23,610	円/m		

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	コルゲートフレーム	各種 D1500×H750	単位	m	数量	1	単価	36, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コルゲートフレーム据付		コルゲートパイプ（半円） 径1500mm	m	1	11, 090	11, 090		
コルゲートパイプ（半円）		径1500mm	m	1	25, 600	25, 600		
計						36, 690		
単価						36, 690	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	自由勾配側溝	B300×H500	単位	m	数量	1	単価	18, 590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 51m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0. 92m3/10m	m	1	18, 590	18, 590		
計						18, 590		
単価						18, 590	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一16号	自由勾配側溝	B300×H600	単位	m	数量		1	単価 20,450
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.53m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0.95m3/10m	m	1	20,450	20,450		
計						20,450		
単価						20,450	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一17号	自由勾配側溝	B300×H700	単位	m	数量		1	単価 21,850
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.53m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0.95m3/10m	m	1	21,850	21,850		
計						21,850		
単価						21,850	円/m	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－18号	自由勾配側溝	B300×H800	単位	m	数量	1	単価	24, 390	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
自由勾配側溝		無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 55m3/10m 有り 再生クラッシュラン 40～0 0. 98m3/10m	m	1	24, 390	24, 390			
計						24, 390			
単価						24, 390	円／m		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一19号	側溝蓋 コンクリート蓋		単位	枚	数量	1	単価	2,754
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	2,754	2,754		
計						2,754		
単価						2,754	円／枚	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一20号	側溝蓋 グレチング 蓋		単位	枚	数量	1	単価	14, 240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	10, 840	10, 840		
跳上り防止金具		自由勾配側溝用	組	1	3, 400	3, 400		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						14, 240		
単価						14, 240	円/枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単－21号	現場打ち集水桝 G1-B600×L600×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価 117,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0.43m3を超え0.46m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	73,240	73,240	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	43,940	43,940	
諸雑費（まるめ）			式	1		20	
計						117,200	
単価						117,200	円／箇所

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一22号	現場打ち集水桝 G1-B900×L900×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価	191, 200	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0. 65m3を超え0. 69m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	100, 200	100, 200			
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	90, 970	90, 970			
諸雑費（まるめ）			式	1		30			
計						191, 200			
単価						191, 200	円／箇所		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単－23号	現場打ち集水桝 G1-B1600×L800× H1000	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価 421, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-40(高炉) 1. 44m3を超え1. 52m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	202, 300	202, 300	
蓋版 据付け		170kgを超え300kg/枚以下	枚	1	16, 450	16, 450	
桝蓋グレチング 蓋(本線)		1600×800用(T-25)	組	1	198, 000	198, 000	
足掛け金具		φ19×200	個	2	2, 180	4, 360	
諸雑費（まるめ）			式	1		90	
計						421, 200	
単価						421, 200	円／箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単一24号	現場打ち集水桧 G2-B2000×L2000× H1100	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	単位	箇所	数量	1	単価 644,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桧・街渠桧（本体）		18-8-40(高炉) 2.77m3を超え2.92m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	368,300	368,300	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	4	1,061	4,244	
桧蓋縞鋼板蓋(本線)		2000×2000用(T-25)	組	1	267,000	267,000	
足掛け金具		φ19×200	個	2	2,180	4,360	
諸雑費（まるめ）			式	1		96	
計						644,000	
単価						644,000	円／箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-25号	ロープ・金網	柵高 3m 300kJ 厚メッキ無	単位	m	数量		30	単価	175,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ロープ 設置		起終点部(300kJタイプ)	スパン	2	122,300	244,600			
ロープ 設置		中間部(300kJタイプ)	スパン	3	100,100	300,300			
緩衝金具設置		クロスロープ 用 (ULF-OC)	組	8	4,348	34,784			
緩衝金具設置		控えロープ 用 (背面) (ULF-US (1個))	組	6	13,160	78,960			
緩衝金具設置		控えロープ 用 (側面・斜方向) (ULF-US (2個))	組	4	15,790	63,160			
緩衝金具設置		横ロープ 用 (側面・斜方向) (ULF-UH (2個))	組	8	15,790	126,320			
金網設置		φ 4.0-50×50	m 2	96	5,040	483,840			
金網		亜鉛アルミ合金メッキ鋼線 φ 4.0-50×50	m 2	101	7,370	744,370			
ワイヤロープ		3×7 G/0 16 φ	m	145	780	113,100			
ワイヤロープ		6×24 AZ/0 16 φ	m	71	2,770	196,670			
縦ロープ		6×24 AZ/0 12 φ 両ロック加工 柵高3.0m用	本	3	19,800	59,400			

1 次単価表

1 次単価表							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	ロープ・金網	柵高 3m 300kJ 厚メッキ無	単位	m	数量		30	単価	175,800	
名 称		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要			
ターンバックル		両ジョー呼び19	個	7	17,000	119,000				
ジャックル		呼び16	個	6	5,020	30,120				
ジャックル		呼び20	個	18	6,770	121,860				
ワイヤクリップ		16φ用	個	32	800	25,600				
巻付クリップ		16φ用	本	10	2,300	23,000				
緩衝金具		クロスロープ用 ULF-OC	組	8	123,000	984,000				
緩衝金具		控えロープ用(背面) ULF-US(1個)	組	6	39,600	237,600				
緩衝金具		控えロープ用(側面・斜方向) ULF-US(2個)	組	4	66,700	266,800				
緩衝金具		横ロープ用 ULF-UH(2個)	組	8	66,700	533,600				
ストッパー		16φ用	組	18	23,300	419,400				
ワイヤロープシナプル		12φ用	個	6	240	1,440				

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-25号	ロープ・金網	柵高 3m 300kJ 厚メッキ無	単位	m	数量		30	単価	175,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ワイヤロープ シンブル		16φ用	個	10	440	4,400			
結合コイル		φ4.0×45×500 亜鉛アルミ合金メッキ	個	139	440	61,160			
諸雑費（まるめ）			式	1		516			
計						5,274,000			
単価						175,800	円／m		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単-26号	支柱（端末）	高エネルギー吸収柵	単位	本	数量	1	単価	1,279,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
支柱設置		端末部(300kJタイプ)	本	1	178,100	178,100		
支柱ユニット(端末)		アルミ支柱 φ170×6.0 柵高3.0m用	本	1	1,100,000	1,100,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		900		
計						1,279,000		
単価						1,279,000	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単一27号	支柱（中間）	高エネルギー吸収柵	単位	本	数量	1	単価	1,290,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
支柱設置		中間部(300kJタイプ)	本	1	169,800	169,800		
支柱ユニット(中間)		アルミ支柱 φ170×6.0 柵高3.0m用	本	1	1,120,000	1,120,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		200		
計						1,290,000		
単価						1,290,000	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-28号	アンカー (ベースプレート固定)	セメントアンカー D22×1500	単位	本	数量	1	単価 30,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長1.35m D22×1500 現場条件Ⅱ	孔	1	16,360	16,360	
セメントアンカー		ベースプレート固定 D22×1500 アンカー定着材含む	本	1	13,700	13,700	
諸雑費 (まるめ)			式	1		0	
計						30,060	
単価						30,060	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0		
単一29号	アンカー（背面控え）	セメントアンカー D22×1500	単位	本	数量	1	単価	38,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長1.30m D22×1500 現場条件Ⅱ	孔	1	15,750	15,750		
セメントアンカー		控え D22×1500 アンカー定着材含む	本	1	13,700	13,700		
控えアンカー連結具			個	1	8,960	8,960		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						38,410		
単価						38,410	円／本	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一30号	アンカー（側面・斜方向控え）	セメントアンカー D22×2000	単位	本	数量	1	単価	48,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長1.80m D22×2000 現場条件Ⅱ	孔	1	21,810	21,810		
セメントアンカー		控え D22×2000 アンカー定着材含む	本	1	17,900	17,900		
控えアンカー連結具			個	1	8,960	8,960		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						48,670		
単価						48,670	円／本	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-31号	足場(鉄筋挿入)		単位	空m3	数量	1	単価	5,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入の仮設足場工			空m3	1	5,080	5,080		
計						5,080		
単価						5,080	円/空m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一32号	ロープ・金網	柵高 3m 100kJ 厚メッキ無	単位	m	数量	47	単価	73,580	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ロープ 設置		起終点部(100kJタイプ)	スパン	2	101,700	203,400			
ロープ 設置		中間部(100kJタイプ)	スパン	3	79,460	238,380			
緩衝金具設置		控えロープ用(側面・斜方向)(ULF-US(2個))	組	4	15,790	63,160			
金網設置		φ3.2-50×50	m 2	150	4,368	655,200			
金網		亜鉛アルミ合金メッキ鋼線 φ3.2-50×50	m 2	158	5,080	802,640			
ワイヤロープ		3×7 G/0 16φ	m	128	780	99,840			
ワイヤロープ		6×24 AZ/0 10φ	m	104	1,560	162,240			
ワイヤロープ		6×24 AZ/0 18φ	m	37	3,610	133,570			
縦ロープ		6×24 AZ/0 12φ 両ロック加工 柵高3.0m用	本	3	19,800	59,400			
ターンバックル		両ショール呼び19	個	17	17,000	289,000			
シャックル		呼び16	個	14	5,020	70,280			

1 次単価表

1 次単価表							単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一32号	ロープ・金網	柵高 3m 100kJ 厚メッキ無	単位	m	数量		47	単価	73,580	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
シャックル		呼び20	個	18	6,770	121,860				
ワイヤクリップ°		10φ用	個	32	460	14,720				
ワイヤクリップ°		18φ用	個	60	940	56,400				
巻付ク°リップ°		16φ用	本	12	2,300	27,600				
緩衝金具		控えロープ°用(側面・斜方向) ULF-US(2個)	組	4	66,700	266,800				
ストップパ°ー		16φ用	組	4	23,300	93,200				
ワイヤロープ° シンプル		10φ用	個	8	170	1,360				
ワイヤロープ° シンプル		12φ用	個	6	240	1,440				
ワイヤロープ° シンプル		16φ用	個	12	440	5,280				
ワイヤロープ° シンプル		18φ用	個	12	460	5,520				
結合コイル		φ4.0×45×500 亜鉛アルミ合金メッキ	個	197	440	86,680				

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一32号	ロープ・金網	柵高 3m 100kJ 厚メッキ無	単位	m	数量	47	単価	73, 580
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
諸雑費（まるめ）			式	1		30		
計						3, 458, 000		
単価						73, 580	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-33号	支柱（端末）	高エネルギー吸収柵	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱設置		端末部(100kJタイプ)	本	1	93,240	93,240	
支柱ユニット(端末)		アルミ支柱 φ130×4.0 柵高3.0m用	本	1	750,000	750,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		60	
計						843,300	
単価						843,300	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単－34号	支柱（中間）	高エネルギー吸収柵	単位	本	数量	1	単価 859,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
支柱設置		中間部(100kJタイプ)	本	1	86,580	86,580	
支柱ユニット(中間)		アルミ支柱 φ130×4.0 柵高3.0m用	本	1	773,000	773,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		20	
計						859,600	
単価						859,600	円／本

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-35号	アンカー (ベースプレート固定)	セメントアンカー D22×1000	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	21,400 摘要
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長0.85m D22×1000 現場条件Ⅱ	孔	1	10,300	10,300	
セメントアンカー		ベースプレート固定 D22×1000 アンカー定着材含む	本	1	11,100	11,100	
諸雑費 (まるめ)			式	1		0	
計						21,400	
単価						21,400	円／本

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-36号	アンカー（背面控え）	セメントアンカー D22×2000	単位	本	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	48,670 摘要
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長1.80m D22×2000 現場条件Ⅱ	孔	1	21,810	21,810	
セメントアンカー		控え D22×2000 アンカー定着材含む	本	1	17,900	17,900	
控えアンカー連結具			個	1	8,960	8,960	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						48,670	
単価						48,670	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単-37号	アンカー（側面・斜方向控え）	セメントアンカー D22×2000	単位	本	数量	1	単価 48,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
アンカー削孔・挿入		削孔径50mm 削孔長1.80m D22×2000 現場条件Ⅱ	孔	1	21,810	21,810	
セメントアンカー		控え D22×2000 アンカー定着材含む	本	1	17,900	17,900	
控えアンカー連結具			個	1	8,960	8,960	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						48,670	
単価						48,670	円／本

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単－38号	足場(鉄筋挿入)		単位	空m3	数量	1	単価	5,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入の仮設足場工			空 m 3	1	5,080	5,080		
計						5,080		
単価						5,080	円／空m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単－39号	交通誘導警備員	A	単位	人日	数量	1	単価	18,570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	18,570	18,570		
計						18,570		
単価						18,570	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一40号	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量	1	単価	3,515
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
切削オーバーレイ		7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	m 2	1	3,515	3,515		
計						3,515		
単価						3,515	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一41号	殻運搬(路面切削)		単位	m3	数量	1	単価	1,846
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬 (路面切削)		無し 10.5km以下 全ての費用	m 3	1	1,846	1,846		
計						1,846		
単価						1,846	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一42号	処処分	アスファルト	単位	m3	数量		単価	
						1		2,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	2.35	1,000	2,350		
計						2,350		
単価						2,350	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一43号	交通誘導警備員	A	単位	人日	数量		単価	
						1		18,570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	18,570	18,570		
計						18,570		
単価						18,570	円/人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一44号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	97,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車による運搬（1車1回）		路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 23km 無 有 10300円	台	1	97,300	97,300		
計						97,300		
単価						97,300	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	機械播種施工による植生工	種子散布工 100m2以上250m2未満 無	単位	m 2	数量		単価	361
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工	種子散布	m 2	1	361.73	361		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					361		
	単価					361	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	人力施工による植生工	植生マット工 250m2未満 無	単位	m 2	数量		単価	3,763
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	法面工（植生マット）	肥料袋付	m 2	1	3,763.26	3,763		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					3,763		
	単価					3,763	円／m 2	

参考資料（１）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0			
	U型側溝	据付け 無し 無し 鉄筋コンクリートU型 JIS A 5372 300C 300×360×600 無し 無し 有り 再生クラッシャー 40～0	単位	m	数量	10	単価 12,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		L 6 0 0 3 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	7,316.46	73,164	
鉄筋コンクリートU形		3 0 0 C 3 0 0 × 3 6 0 × 6 0 0	個	16.5	3,240	53,460	
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m 3	0.6	2,800	1,680	
諸雑費（まるめ）			式	1		96	
計						128,400	
単価						12,840	円／m

参考資料（1）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0			
	U型側溝	据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 300B 300×400×2000 無し 無し 有り	単位	m	数量	10	単価 15,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
U型側溝		L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g以下 昼 無	m	10	4,624.68	46,246	
道路用鉄筋コンクリート側溝		3種 300B 300×400×2000	個	5	21,700	108,500	
再生クラッシャーラン		RC-40	m ³	0.72	2,800	2,016	
諸雑費（まるめ）			式	1		38	
計						156,800	
単価						15,680	円／m

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 道路用鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝 3種 JIS A 5372 300 41.2×9.5×50 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	3,471	
名 称		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要		
蓋版ｺﾝｸﾘｰﾄ・鋼製		1 7 0 k g以下 昼 無	枚	100	1,060.8	106,080			
道路用側溝蓋		3種 300 41.2×9.5×50	枚	100	2,410	241,000			
諸雑費（まるめ）			式	1		20			
計						347,100			
単価						3,471	円／枚		

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	10,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		40kg以下 昼 無	枚	100	433.5	43,350		
U型側溝蓋		B300用(グレーチング)	枚	100	10,400	1,040,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		650		
計						1,084,000		
単価						10,840	円／枚	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	コルゲートフレーム据付	コルゲートパイプ（半円）径1500mm	単位	m	数量		10	単価	11,090
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0.7	31,620	22,134			
特殊作業員			人	0.7	29,070	20,349			
普通作業員			人	1.4	26,928	37,699			
後方超小旋回バックホウ クレーン機能付運転		山積0.45m3吊2.9t（排2014超低含）	日	0.7	43,730	30,611			
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%			式	1		107			
計						110,900			
単価						11,090	円／m		

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.51m ³ /10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.92m ³ /10m	単位	m	数量	10	単価 18,590
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g以下 昼 無	m	10	7,033.92	70,339	
	自由勾配側溝	側溝本体 300×500×2000	個	5	17,800	89,000	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m ³	0.541	25,400	13,741	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m ³	0.382	25,400	9,702	
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m ³	1.104	2,800	3,091	
	諸雑費（まるめ）		式	1		27	
	計					185,900	
	単価					18,590	円／m

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0. 53m3/10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0. 95m3/10m	単位	m	数量	10	単価	20, 450
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
自由勾配側溝		L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g以下 昼 無	m	10	7, 033. 92	70, 339		
自由勾配側溝		側溝本体 300×600×2000	個	5	21, 600	108, 000		
生コンクリート		18-8-25(高炉)W/C指定なし	m 3	0. 562	25, 400	14, 274		
生コンクリート		18-8-25(高炉)W/C指定なし	m 3	0. 339	25, 400	8, 610		
再生クラッシャーラン		R C－4 0	m 3	1. 14	2, 800	3, 192		
諸雑費（まるめ）			式	1		85		
計						204, 500		
単価						20, 450	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.53m3/10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.95m3/10m	単位	m	数量	10	単価 21,850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	7,033.92	70,339	
	自由勾配側溝	側溝本体 300×700×2000	個	5	24,400	122,000	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m 3	0.562	25,400	14,274	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m 3	0.339	25,400	8,610	
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m 3	1.14	2,800	3,192	
	諸雑費（まるめ）		式	1		85	
	計					218,500	
	単価					21,850	円／m

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	自由勾配側溝	無し L=2000mm 1000kg/個以下 無し 生コンクリート(各種) 0.55m ³ /10m 有り 再生クラッシャーラン 40～0 0.98m ³ /10m	単位	m	数量	10	単価 24,390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	自由勾配側溝	L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g 以下 昼 無	m	10	7,033.92	70,339	
	自由勾配側溝	側溝本体 300×800×2000	個	5	29,100	145,500	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m ³	0.583	25,400	14,808	
	生コンクリート	18-8-25(高炉)W/C指定なし	m ³	0.392	25,400	9,956	
	再生クラッシャーラン	R C - 4 0	m ³	1.176	2,800	3,292	
	諸雑費（まるめ）		式	1		5	
	計					243,900	
	単価					24,390	円／m

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	2, 754	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製		4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	433. 5	43, 350			
自由勾配側溝蓋		B300用(コンクリート蓋)	枚	100	2, 320	232, 000			
諸雑費（まるめ）			式	1		50			
計						275, 400			
単価						2, 754	円／枚		

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	10, 840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	433. 5	43, 350		
自由勾配側溝蓋		B300用(ｸﾞﾚｰﾅﾝｸﾞ 蓋)	枚	100	10, 400	1, 040, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		650		
計						1, 084, 000		
単価						10, 840	円／枚	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	43,940
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		40kg以下 昼 無	枚	100	433.5	43,350		
集水桝グレーチング蓋（本線）		ボルト固定 600×600用(T-25)	枚	100	43,500	4,350,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		650		
計						4,394,000		
単価						43,940	円／枚	

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	90, 970	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
蓋版コンクリート・鋼製		1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1, 060. 8	106, 080			
集水桝グレーチング 蓋（本線）		ボルト固定 900×900用 (T-25)	枚	100	89, 900	8, 990, 000			
諸雑費（まるめ）			式	1		920			
計						9, 097, 000			
単価						90, 970	円／枚		

参考資料（１）

蓋版 据付け		170kgを超え300kg/枚以下	単位	枚	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	16,450
土木一般世話役		人	1.4	31,620	44,268		
特殊作業員		人	1.3	29,070	37,791		
普通作業員		人	2.9	26,928	78,091		
バックホウ（排対2次）	クローラ・山積0.28m3(平積0.2m3) クレーン1.7t吊	日	0.1	43,420	4,342		
諸雑費（まるめ）		式	1		8		
計					164,500		
単価					16,450	円／枚	

参考資料（１）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0			
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	1,061
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製	170kg以下 昼 無	枚	100	1,060.8	106,080		
【別計上】柵蓋縞鋼板蓋(本線)	2000×2000用(T-25)	枚	100	0	0		
諸雑費（まるめ）		式	1		20		
計					106,100		
単価					1,061	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0		
	ロープ 設置	起終点部(300kJタイプ)	単位	スパン	数量	10	単価	122,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	7.7	31,620	243,474		
法面工			人	15.4	32,946	507,368		
普通作業員			人	15.4	26,928	414,691		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		57,467		
計						1,223,000		
単価						122,300	円／スパン	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	ロープ 設置	中間部(300kJタイプ)	単位	スパン	数量	10	単価	100, 100	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	土木一般世話役		人	6.3	31,620	199,206			
	法面工		人	12.6	32,946	415,119			
	普通作業員		人	12.6	26,928	339,292			
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		47,383			
	計					1,001,000			
	単価					100,100	円／スパン		

参考資料（1）

緩衝金具設置		クロスロープ 用 (ULF-0C)	単位	組	数量	単価	金額	摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.333	31,620	10,529		
法面工			人	1	32,946	32,946		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						43,480		
単価						4,348	円／組	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

参考資料（1）

緩衝金具設置		控えロープ用(背面)(ULF-US(1個))		単位	組	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称		規格		単位	数量	単価	10 金額	13,160 摘要
土木一般世話役				人	1.25	31,620	39,525	
法面工				人	2.5	32,946	82,365	
諸雑費（率＋まるめ） 8%				式	1		9,710	
計							131,600	
単価							13,160	円／組

参考資料（１）

緩衝金具設置		控えロープ用(側面・斜方向)(ULF-US(2個))	単位	組	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	15,790
土木一般世話役		人	1.5	31,620	47,430		
法面工		人	3	32,946	98,838		
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		11,632		
計					157,900		
単価					15,790	円／組	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	緩衝金具設置	横 α -7° 用 (側面・斜方向) (ULF-UH (2個))	単位	組	数量	10	単価	15,790
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1.5	31,620	47,430		
法面工			人	3	32,946	98,838		
諸雑費 (率+まるめ) 8%			式	1		11,632		
計						157,900		
単価						15,790	円／組	

参考資料（1）

金網設置		φ 4. 0-50×50	単位	m 2	数量	単価	金額	摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	3	31, 620	94, 860		
法面工			人	6	32, 946	197, 676		
普通作業員			人	6	26, 928	161, 568		
諸雑費（率＋まるめ） 11%			式	1		49, 896		
計						504, 000		
単価						5, 040	円／m 2	

参考資料（１）

支柱設置		端末部(300kJ ¹⁷)	単位	本	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	10	単価 178,100
土木一般世話役		人	10.7	31,620	338,334		
法面工		人	21.4	32,946	705,044		
普通作業員		人	21.4	26,928	576,259		
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		161,363		
計					1,781,000		
単価					178,100	円／本	

参考資料（１）

支柱設置		中間部(300kJタイプ)	単位	本	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	169,800
土木一般世話役		人	10.2	31,620	322,524		
法面工		人	20.4	32,946	672,098		
普通作業員		人	20.4	26,928	549,331		
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		154,047		
計					1,698,000		
単価					169,800	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	アンカー削孔・挿入	削孔径50mm 削孔長1.35m D22×1500 現場条件Ⅱ	単位	孔	数量	1	単価	16,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		現場条件Ⅱ	m	1.35	12,120	16,362		
計						16,362		
単価						16,360	円／孔	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	アンカー削孔・挿入	削孔径50mm 削孔長1.30m D22×1500 現場条件Ⅱ	単位	孔	数量	1	単価	15,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		現場条件Ⅱ	m	1.3	12,120	15,756		
計						15,756		
単価						15,750	円／孔	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	アンカー削孔・挿入	削孔径50mm 削孔長1.80m D22×2000 現場条件Ⅱ	単位	孔	数量	1	単価	21,810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		現場条件Ⅱ	m	1.8	12,120	21,816		
計						21,816		
単価						21,810	円／孔	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	鉄筋挿入の仮設足場工		単位	空m ³	数量	1	単価	5,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入工 足場工		現場条件Ⅱ 仮設足場の設置・撤去	空m ³	1	5,080.3	5,080		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5,080		
単価						5,080	円／空m ³	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	ロープ 設置	起終点部(100kJタイプ)	単位	スパン	数量	10	単価	101,700	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	6.4	31,620	202,368			
法面工			人	12.8	32,946	421,708			
普通作業員			人	12.8	26,928	344,678			
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		48,246			
計						1,017,000			
単価						101,700	円／スパン		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	ロープ 設置	中間部(100kJタイプ)	単位	スパン	数量	10	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	79,460
土木一般世話役			人	5	31,620	158,100	
法面工			人	10	32,946	329,460	
普通作業員			人	10	26,928	269,280	
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		37,760	
計						794,600	
単価						79,460	円／スパン

参考資料（1）

金網設置		φ 3. 2-50×50	単位	m 2	数量	単価	金額	摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2. 6	31, 620	82, 212		
法面工			人	5. 2	32, 946	171, 319		
普通作業員			人	5. 2	26, 928	140, 025		
諸雑費（率＋まるめ） 11%			式	1		43, 244		
計						436, 800		
単価						4, 368	円／m 2	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

参考資料（1）

支柱設置		端末部(100kJ ¹⁷)	単位	本	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	93,240 摘要
土木一般世話役		人	5.6	31,620	177,072		
法面工		人	11.2	32,946	368,995		
普通作業員		人	11.2	26,928	301,593		
諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		84,740		
計					932,400		
単価					93,240	円／本	

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
	支柱設置	中間部(100kJタイプ)	単位	本	数量	10	単価	86, 580
名 称		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
土木一般世話役			人	5. 2	31, 620	164, 424		
法面工			人	10. 4	32, 946	342, 638		
普通作業員			人	10. 4	26, 928	280, 051		
諸雑費（率＋まるめ） 10%			式	1		78, 687		
計						865, 800		
単価						86, 580	円／本	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	アンカー削孔・挿入	削孔径50mm 削孔長0.85m D22×1000 現場条件Ⅱ	単位	孔	数量	1	単価	10,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		現場条件Ⅱ	m	0.85	12,120	10,302		
計						10,302		
単価						10,300	円／孔	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	18,570
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	18,564	18,564		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						18,570		
単価						18,570	円／人日	

参考資料（１）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0			
	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	単位	m ²	数量	100	単価 3,515
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.137	31,620	4,331		
特殊作業員		人	0.41	29,070	11,918		
普通作業員		人	0.683	26,928	18,391		
改質アスファルト混合物	改質A s 密粒 I I 型 (2 0) D S 3 0 0 0	t	12.573	16,800	211,226		
アスファルト乳剤	P K - 4 タックコート用	L	43	111	4,773		
路面切削機運転	7cm以下 一層	日	0.137	257,300	35,250		
路面清掃車運転	7cm以下 一層	日	0.137	74,350	10,185		
アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	日	0.137	152,400	20,878		
ロードローラ運転	7cm以下 一層	日	0.137	59,260	8,118		
タイヤローラ運転	7cm以下 一層	日	0.137	56,550	7,747		
諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		18,683		

参考資料（1）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 無 50mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 タックコート	単位	m 2	数量	100	単価	3,515
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
計						351,500		
単価						3,515	円／m 2	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	100	1,000
	処分費（As切削材）	(株)コーエー						
			t	100	1,000	100,000		
	計					100,000		
	単価					1,000	円／t	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（1車1回）	路面切削機（ホイール式・廃材積込装置付）2.0m 23km 無 有 10300円	単位	台	数量		単価	
						1		97,300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 50kmまで	台	1	87,000	87,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	10,300	10,300		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					97,300		
	単価					97,300	円／台	

参考資料（2）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	後方超小旋回バックホウ クレーン 機能付運転	山積0.45m3吊2.9t（排2014超低含）	単位	日	数量	1	単価	43,730	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906			
軽油			L	28	130	3,640			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0.45m3（平積0.35m3）2.9t吊	日	1.4	6,560	9,184			
諸雑費（まるめ）			式	1		0			
計						43,730			
単価						43,730	円／日		

参考資料（2）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	バックホウ（排対2次）	クローラ・山積0.28m3(平積0.2m3) クレーン1.7t吊	単位	日	数量	1	単価	43,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906		
軽油			L	34.22	130	4,448		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		排ガス型（第2次） 山積0.28m3 1.7t吊	供用日	1	8,060	8,060		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						43,420		
単価						43,420	円／日	

参考資料（2）

路面切削機運転		7cm以下 一層	単位	日	数量	単価	金額	摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	1	30,906	30,906			
軽油		L	215	130	27,950			
路面切削機 [ホイール式・廃材積込装置付]	排ガス型（第3次） 切削幅2.0m 深さ23cm	供用日	1.28	155,000	198,400			
諸雑費（まるめ）		式	1		44			
計					257,300			
単価					257,300	円／日		

参考資料（2）

路面清掃車運転		7cm以下 一層	単位	日	数量	単価	金額	摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	74,350	
運転手（一般）		人	1	26,724	26,724			
軽油		L	39	130	5,070			
路面清掃車〔ブラシ・四輪式・路面切削工事用〕	ホッパ容量 1.5 m ³	供用日	1.15	37,000	42,550			
諸雑費（まるめ）		式	1		6			
計					74,350			
単価					74,350	円／日		

参考資料（2）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	アスファルトフィニッシャ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	152,400	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906			
軽油			L	59	130	7,670			
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]		排ガス対策2014年規制 舗装幅2.3～6.0m	供用日	1.28	88,900	113,792			
諸雑費（まるめ）			式	1		32			
計						152,400			
単価						152,400	円／日		

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	ロードローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	59,260	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906			
軽油			L	29	130	3,770			
ロードローラ [マカダム・排ガス型2014年規制]		運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576			
諸雑費（まるめ）			式	1		8			
計						59,260			
単価						59,260	円／日		

参考資料（2）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	タイヤローラ運転	7cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価 56,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906	
軽油			L	22	130	2,860	
タイヤローラ〔普通型・排ガス対策2014年規制〕		運転質量13～14 t	供用日	1.28	17,800	22,784	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						56,550	
単価						56,550	円／日

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一1号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	249.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体(築堤)盛土(ICT)		20,000m3以上 無し	m 3	1	249.7	249.7		
計						249.7		
単価						249.7	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一2号	積込(ルーズ)	破碎岩 土量50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	302
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込(ルーズ)		破碎岩 土量50,000m3未満	m 3	1	302	302		
計						302		
単価						302	円/m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	土砂等運搬	硬岩	単位	m3	数量	1	単価	297. 1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）		5, 000m3以上 バックホ山積0. 8m3 (平積0. 6m3) 70m以下	m 3	1	297. 1	297. 1			
計						297. 1			
単価						297. 1	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	ジオテキスタイル敷設		単位	m2	数量	1	単価	2, 136
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ジオテキスタイル敷設			m 2	1	295. 1	295. 1		
ジオテキスタイル（材料費）			m 2	1	1, 840	1, 840		
計						2, 135. 1		
単価						2, 136	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一5号	土材料		単位	m3	数量		単価	5,652
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土材料		購入土 (クッション砂)	m 3	1	5,652	5,652		
	計					5,652		
	単価					5,652	円／m3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	土砂運搬工（不整地運搬車による運搬）	5,000m3以上 バックホウ山積0.8m3（平積0.6m3） 70m以下	単位	m 3	数量		単価	297.1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	不整地運搬車運転	5,000m3以上	日	0.295	100,700	29,706		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					29,710		
	単価					297.1	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
	土材料	購入土（クッション砂）	単位	m 3	数量		単価	5,652
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	砂	クッション用	m 3	1.33	4,250	5,652		
	計					5,652		
	単価					5,652	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548,000		
計						548,000		
単価						548,000	円／式	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
	不整地運搬車運転	5,000m3以上	単位	日	数量	1	単価 100,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	30,906	30,906	
軽油			L	147	130	19,110	
不整地運搬車		[クローラ型・ダンプ・全旋回式] 10～11t 積級	日	1.54	32,900	50,666	
諸雑費（まるめ）			式	1		18	
計						100,700	
単価						100,700	円／日

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	77,717,180	直接工事費	77,717,180	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	458,250	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		77,717,180		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		77,258,930			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.2 %	（10 % × 週休1.02）			
計上額		7,927,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	77,258,930	直接工事費	77,717,180		
非対象額計（一）	458,250				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	458,250	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	77,258,930	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.04 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.04 %				
計上額	803,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	645,300				
運搬費	97,300	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	548,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					9,375,300

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	47,318,552	直接工事費	47,318,552	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	458,250	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		47,318,552	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		46,860,302		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.49 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.7 %	（10.49% × 週休1.02）			
計上額		5,063,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	46,860,302	直接工事費	47,318,552		
非対象額計（一）	458,250				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	458,250	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	46,860,302	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.15 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.15 %				
計上額	538,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	97,300				
運搬費	97,300	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					5,698,300

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	30,398,628	直接工事費	30,398,628	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		30,398,628		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		30,398,628			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.94 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.16 %	（10.94% × 週休1.02）			
計上額		3,392,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	30,398,628	直接工事費	30,398,628		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	30,398,628	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.25 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.25 %				
計上額	379,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	548,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	548,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,319,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	87,092,480	単独（追加工事）直接工事費	77,717,180	単独（追加工事）共通仮設費	9,375,300
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	87,092,480	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	86,634,230		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.96 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.86 %（29.96% × 週休1.03）		0 %		
計上額	26,876,000		0		0
			4,898,322（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	53,016,852	単独（追加工事）直接工事費	47,318,552	単独（追加工事）共通仮設費	5,698,300
非対象額計（－）	0				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	53,016,852	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	52,558,602		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.73 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	31.65 %（30.73% × 週休1.03）		0 %		
計上額	16,779,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	34,717,628	単独（追加工事）直接工事費	30,398,628	単独（追加工事）共通仮設費	4,319,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	34,717,628	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	34,717,628		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.41 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	32.35 %	（31.41% × 週休1.03）	0 %		
計上額	11,231,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所 工務第二課	工事番号	2025010002	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			道路改良工事	

工事原価	113,968,480				
純工事費	87,092,480	現場管理費	26,876,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	113,968,480	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	113,510,230	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	113,968,480				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	16.81 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	19,195,520				
業務委託料等	0				
調査基準価格	134,926,000				
調査基準価格の100/110	122,660,000	（ 90.9 % ）			

R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良 (その 5) 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	77, 717, 180
(2) 共通仮設費	10, 017, 300
(3) 純工事費	87, 734, 480

(1)+(2)

(4) 現場管理費	28, 010, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6) 工事原価	115, 744, 480
-----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額)	19, 195, 520
------------------	--------------

(8') その他費目計	0
-------------	---

(9) 業務委託料等	0
-------------	---

(10) 工事価格	134, 940, 000
-----------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	13, 494, 000
-------------	--------------

(12) 請負工事価格	148, 434, 000
-------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格	134, 940, 000
--------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	134, 926, 000
-------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/ 110	122, 660, 000
----------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
---------------	---

(17) 工場管理費	0
------------	---

(18) 工場製作原価	0
-------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	19, 203, 688	)
-------------------	--------------	---

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 工務第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 片切掘削	m3		110		
落石防護土堤工		式		1		
路体(築堤)盛土	4. 0m以上	m3		320		
積込(ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	m3		220		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		220		
法面整形工		式		1		
法面整形(切土部)	現場制約無 け質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		170		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		190		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	m2		190		
植生マット	植生マット工 250m2未満	m2		170		
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	PU1-B300-H360	m		6		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
プレキャストU型側溝	PU3-B300-H400	m		42		
コレクターリウム	各種 D1500×H750	m		59		
自由勾配側溝	B300×H500	m		5		
自由勾配側溝	B300×H600	m		6		
自由勾配側溝	B300×H700	m		6		
自由勾配側溝	B300×H800	m		4		
側溝蓋 コンクリート蓋		枚		18		
側溝蓋 グレーチング蓋		枚		2		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 G1-B600×L600×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 G1-B900×L900×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場打ち集水桝 G1-B1600×L800× H1000	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 G2-B2000×L2000× H1100	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	箇所		1		
落石雪害防止工		式		1		
落石防護柵工 ①		式		1		
ロープ・金網	柵高 3m 300kJ 厚メッキ無	m		30		
支柱（端末）	高エネルギー吸収柵	本		3		
支柱（中間）	高エネルギー吸収柵	本		3		
アンカー（ベースプレート固定）	セメントアンカー D22×1500	本		12		
アンカー（背面控え）	セメントアンカー D22×1500	本		6		
アンカー（側面・斜方向控え）	セメントアンカー D22×2000	本		4		
足場（鉄筋挿入）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
落石防護柵工 ②		式		1		
ロープ・金網	柵高 3m 100kJ 厚メッキ無	m		47		
支柱（端末）	高エネルギー吸収柵	本		3		
支柱（中間）	高エネルギー吸収柵	本		3		
アンカー（ベースプレート固定）	セメントアンカー D22×1000	本		12		
アンカー（背面控え）	セメントアンカー D22×2000	本		6		
アンカー（側面・斜方向控え）	セメントアンカー D22×2000	本		4		
足場（鉄筋挿入）		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
舗装工		式		1		
切削オーバーレイ工		式		1		
切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2		3,900		
殻運搬(路面切削)		m3		195		
殻処分	アスファルト殻	m3		195		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
工事費計			式		1			

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		
路体盛土工 (ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土 (ICT)		m3		30,400		
場内運搬工		式		1		
積込(ルーズ)	破碎岩 土量50,000m3未満	m3		30,400		
土砂等運搬	硬岩	m3		30,360		
擁壁工		式		1		
補強盛土工		式		1		
ジオテキスタイル敷設		m2		1,707		
土材料		m3		170		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

関 東 地 方 整 備 局
甲 府 河 川 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙 - 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 2 6 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

- （５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事ではない。
 - （６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者として」とされていることから、施工体制に留意すること。
- ３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- １）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - ２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - ３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
- ４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
- ５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条 コリンズ（CORINS）への登録

- １．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「１－１－１－７ コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- ２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- ３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７ コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 山梨県甲州市大和町初鹿野 緯度 35° 38' 03" 経度 138° 47' 32"
終点 山梨県甲州市大和町初鹿野 緯度 35° 38' 11" 経度 138° 47' 31"

第７条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書１－１－１－７ コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を

受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、山梨県甲州市大和町初鹿野地先から山梨県大月市猿橋町猿橋において、一般国道20号新笹子トンネル改修事業における、道路改良を行うものである。

主な工種は掘削工、路体盛土工、補強盛土工、排水構造物工、落石防護柵工、切削オーバーレイ工である。

第8条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業 務 名	テクリス番号
H 3 0 管内道路整備検討その他業務	4033417548
H 3 1 管内道路整備検討その他業務	4037085220
R 4 管内道路整備検討その他業務	4049038319

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調

査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。
公表資料は、以下のとおり。

(別紙 - 2)

資 料 名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 1 1 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 2 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 補強盛土工

第 1 3 条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第 1 4 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙 - 3）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 15 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 16 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev 5.7）令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - （3）（2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 17 条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注

者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみ

を契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図面の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャー	R C—40	側溝工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

2. 特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- (1) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号、最終令和4年6月17日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

業 内 容 及 び 解 体 方 法	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (切削オーバーレイ工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	施設の住所又は所在地
アスファルト (切削材)	株式会社 コーエー	山梨県甲州市勝沼町山 847-1

※上記 2) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

3) 受入時間

(株)コーエー処分場：8時15分～17時00分

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

4. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第27条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第28条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第29条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

- （1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- （2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。ま

た、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事（法面工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

- （1）i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- （2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議す

るものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

法面工等の施工管理において、下記1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条 ICT活用工事(舗装工(修繕))について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事(ICT活用工事)を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場

条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工（修繕工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。

なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

発注者から貸与する３次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。なお、必要に応じて受注者が３次元測量データの取得する場合は、以下１）～３）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行う場合は３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ＩＣＴ建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

（１）出来形管理

３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

る。

1) T S 等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事（擁壁工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の全ての段階でICT施工技術を活用する。擁壁工等についての

施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5.①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(擁壁工編)で定義する擁壁工設計データのことを言う

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

(1) 出来形管理

擁壁工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領

の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領によるものとする。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条 ICT活用工事における適用(用語の定義)について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ICT活用工事(土工1,000 m³以上)積算要領

施した場合は、以下の(1)(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を

行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

- ・ ICT活用工事（法面工）積算要領

- （1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等土工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

- ３．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- ・ ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

- （１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

- ４．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

- ・ ＩＣＴ活用工事（擁壁工）積算要領

- （１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

- （２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。費用の計上方法については、受注者より提出された見積によ

り費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5）～7）による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5）TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7）RTK-GNSSを用いた出来形管理

5. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第37条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 38 条 BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料 1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考に、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員への説明	詳細設計で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
【推奨項目】	
現場条件の確認	3次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障が無いか確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。
施工管理への活用	3次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。

(参考) [3次元モデル作成の目安]

詳細度	200～300程度※1
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取り扱い要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 9) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 10) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

5. DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第39条 工事中の安全確保

- 1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷による人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

- 2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	員 数	備 考
道路改良 仮設工	昼間作業	70人（うち有資格誘導員70人）	
道路維持 仮設工	昼間作業	10人（うち有資格誘導員10人）	
合 計		80人（うち有資格誘導員80人）	

6. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>。

第40条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。
 - ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第41条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する

費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第42条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第44条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第45条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

1. 受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第46条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第47条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第48条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- （1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （3）過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- （4）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （5）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （6）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第49条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - （1）仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - （2）営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - （3）安全関係
盗難防止対策を実施するものとする。
 - （4）地域連携
社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第50条 工期

1. 工期は、雨天、休日等 156 日を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、国民の祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

①準備期間	40 日間
②後片付け期間	20 日間
③雨休率（猛暑日補正あり） （実働工期日数に休日と悪天候による作業不能日 ※を見込むための係数	0.72

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

1) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：24 日間

2) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：4 日間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去 5 か年（2020 年～2024 年）の気象庁（甲府観測所）及環境省（甲府地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、（別紙 - 4）により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から 329 日間

（但し、令和 8 年 5 月 7 日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から 329 日間で工事を完了させること。

第 51 条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の（１）～（５）に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- （１）受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- （２）著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- （３）工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- （４）資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- （５）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５２条 工事工程表の開示の試行工事

- １．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- ２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
- ３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
- ４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５３条 週休２日制適用工事

- １．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

- ２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

① 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日／２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1 週 40 時間または 1 日 8 時間を超える労働時間を設定した月は、週休 2 日工事の対象期間外とする。また 1 年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1 年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則。

4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 5 4 条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近 5 カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、南部観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が１０mm以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５５条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、下記の工事による影響箇所の工事着手については監督職員の指示によるものとする。

（１）影響する他の工事

名 称：Ｒ７国道２０号新笹子トンネル関連改良（その４）工事

発注者：国土交通省甲府河川国道事務所

工 期：令和８年１２月２５日まで

（２）影響箇所

起点 山梨県大月市猿橋町猿橋 緯度 ３５° ３７′ ２３″ 経度 １３８° ５８′ ４８″

終点 山梨県大月市猿橋町猿橋 緯度 ３５° ３７′ ２５″ 経度 １３８° ５８′ ４７″

なお、影響箇所、時期については監督職員の承諾を得るものとする。

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工種	８：００～１７：００

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第５６条 新技術の活用（新技術の定義）

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- １）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- ２）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- ３）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- ４）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 7 条 新技術の活用（施工者選択型）

1. 本工事は、「新技術の定義」に示す新技術のうち原則 1 技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 5 7 条「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。また、活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 5 7 条「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 8 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R 5. 3」を参考に実施するものとする。 URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議シ

システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手を持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に（別紙 - 6）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 5 7 8 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 5 9 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来型		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第60条 契約後V E方式

1. 定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

(1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

- 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙 - 7、別紙 - 8、別紙 - 9、別紙 - 10）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- 2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- 3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
- 6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（別紙 - 1 1）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- （１）V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- （２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- （３）前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
- （４）V E 提案を採用した後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 6 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 7 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に要する費用については、原則として受注者の負担とする。

第 6 2 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第63条 直轄土木工事における賃金・労働時間等への実態調査（試行）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第64条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、甲州市初鹿野地区、大月市猿橋地区で施工を行う工事である。

第65条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- （1）本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、住民事前避難対象地域が含まれる工事である。
- （2）受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- （3）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- （4）受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、

本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第66条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第67条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第68条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 6 9 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 1 5 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 7 0 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（別紙 - 1 2）によるものとする。

第 7 1 条 相談窓口

本工事は、受注者との相互理解を深めるコミュニケーションの向上を図ることを目的として、作業状況、安全対策、工期設定や必要経費等について相談窓口を設置している。

相談窓口を希望する場合は、以下に問い合わせを行うこと。

- ・相談窓口担当：道路担当 副所長
- ・電話番号：055-252-5491（代）

第 2 章 個人情報の取り扱いについて

第 7 2 条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

第73条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第74条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第75条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第76条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第77条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第78条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第79条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後又は解除後において、速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄又は消去その他別の方法を指示したときは、その指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合は、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙 - 13）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する

第80条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について、適時確認することができる。また、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第81条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第82条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 3 章 土 工

第83条 建設発生土の受け入れ地

1. 本工事のうち、初鹿野地区で行う盛土工に使用する土については、掘削工からの建設流用土を利用することとする。
2. 本工事のうち、初鹿野地区で行う盛土工に使用する土については、R4国道20号新笹子トンネルその1工事仮置き場からの建設発生土（積込・運搬距離4.1km）を利用することとする。
3. 本工事のうち、猿橋地区で行う盛土工に使用する土については、R4国道20号新笹子トンネルその1工事からの建設発生土を利用することとする。

なお、建設発生土については、R4国道20号新笹子トンネルその1工事においてベルトコンベアにより施工ヤード内に集積される予定である。

なお、日当たりの搬入量は450m³を予定している。

第84条 建設発生土の受け入れ地（建設発生土の情報提供）

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、（別紙－14）の様式により、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送又はFAX等で提出しなければならない。なお、情報提供後、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

- （1） 工事件名、工事概要及び工事場所
- （2） 工事発注機関名、工事発注機関の監督職員名、連絡先
- （3） 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
- （4） 建設発生土の運搬業者名
- （5） 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所

- (6) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
- (7) 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- (8) 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 4 章 無筋・鉄筋コンクリート

第 8 5 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートについては、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの 種 類
自由勾配側溝	25mm	8cm	指定なし	18N／mm ²	高炉セメント （B 種）
現場打集水桝 (G1-B600-L600-H700) (G1-B900-L900-H700)	25 mm	8cm	60%以下	18N／mm ²	
現場打集水桝 (G1-B1600-L800-H1000) (G2-B2000-L2000-H1100)	40 mm	8cm	60%以下	18N／mm ²	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策については、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第 8 6 条 配合

水セメント比については、示方配合表により、監督職員の確認を得なければならない。なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記の構造物については、適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1.0m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物
- ・管（函）渠等（φ 600 mm 未満、600×600 mm 未満）の構造物
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物
- ・耐久性を期待しない構造物

第 5 章 共 通 編

第 87 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 88 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 2 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 89 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第90条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 6 章 一般施工

第91条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の建て込み時において、現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（この条において、以下「測定要領（案）」という。）〔国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照〕の適用範囲外の場合。
 - (2) 受注者が測定機器を調達できない場合。
 - (3) 測定機器が測定要領で定める性能基準を満たさない場合。
 - (4) 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合。
 - (5) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合。
4. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案) に従い行う。
5. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了までの連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体については、施工確認書（別紙 - 15）とともに、監督職員へ提出するものとする。
6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。
7. 非破壊試験費用は当初見込んでいないが、監督職員と協議のうえ、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

第 7 章 そ の 他

第92条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第93条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第94条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙ー 1

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☒ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。	第 55 条
	☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第 55 条
	☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第 50 条
	☒ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 50 条
公害関係	☒ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 46 条
安全対策関係	☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第 39 条・第 42 条
建設副産物関係	☒ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 83 条

別紙－２－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙－２－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙－２－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表－3】

手持ち資材の比較表(主要資材)

[illegible]

【比較表－4】

記 入 要 領	1) 「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
---------	---

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

【比較表－6】

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

【比較表－7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

[illegible][illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 主体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
工事着手前	作成書類 の 役割 分担	設計 審査 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○					○				令和○年○月○日設計審査会で確認		
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○					○				令和○年○月○日設計審査会で確認		
			3【事例】 土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	-	○			○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出す		
			4【事例】 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認		
			5【事例】 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認		
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○							令和○年○月○日設計審査会で確認	
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや欠陥な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)		
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—	○												
			9 共通仕様書	—	—	○												
			10 特記仕様書	—	—	○												
			11 発注図面	—	—	○												
			12 現場説明書	—	—	○												
			13 質問回答書	—	—	○												
			14 工事数量総括表	—	—	○												
契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○							契約書を作成する全ての工事		
		16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○			○									
		17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○									
		18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4		○			○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。		
		19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号)	—		○				○								
		20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号)	—		○				○								
		21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号)	—		○				○								
		22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号)	—		○				○								
		23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国 会公契第71号)	—		○				○								
		24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○			○									
25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○				○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。				
その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7		○			○							契約図書で規定された場合に提出する。		
		27 再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○				○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		28 再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○				○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。		
		29 建設発生土搬出調査	特記仕様書	—		○			○									
		30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○			○									
工事中	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○								
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○			○								
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。	
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○							・「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請入の営業業以外は不要	
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○			○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○			○								
			39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○												
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9		○			○							協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
3 施工状況	③ 施工管理	41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9		○			○									
		42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9		○			○									
		43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9		○			○									
		44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○			○									
		45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10		○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要		
		46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。		

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	提出	提示	監督職 員へ 連絡	監督職 員へ 納品	電子 ☆	紙 ◎		
工 事 中	3 施 工 状 況	③ 施工管理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○				○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○				○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○						○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現地の工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51 工事事故通報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○				○			○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○				○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
	管 工 程	53 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○					○							工程の進捗状況を把握するための、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		⑤ 品質管理	54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○				○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契 約 関 係 書 類	中間前払金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○				○							
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○				○							
		完済 部分 検査	57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○				○							
			58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○				○							
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○				○							
		既済 部分 検査	60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○							
			61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○				○							中間技術検査時にも提出する。
			62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○				○							
		修補	62 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○							
			63 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○				○							
			64 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○				○							
		部分使用	65 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○				○							部分使用がある場合に提出する。
			66 工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23	○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支 給 品	67 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○				○							支給品を受領した場合に提出する。
			68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○				○							支給品がある場合に提出する。
			69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
工 事 完 成 時	契 約 関 係 書 類	現場発生品	70 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71 現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○				○							現場発生品がある場合に提出する。
			72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○				○							既済部分検査等の順に提出する。
		その他	73 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—	○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—	○						○					
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○						○					
			76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○						○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
		契約関係書類	77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○				○							
			78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○				○							
			79 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○				○							
	工 事 完 成 時	工 事 書 類	80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31	○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
			81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32	○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			82 品質証明書	特記仕様書	様式-33	○				○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—	○				○				☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略。 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
			84 総合評価実施報告書	特記仕様書	—	○				○							総合評価実施方法を適用して契約した場合に提出する。
		工事完成図書	85 創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○				○							自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
			86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○				○			○	☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○				○			○	☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	88 再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	—	○				○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—	—	○				○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
成 工 事 完 了	その他	90 低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	—	○	○			○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に completion 日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

概略工事工程表

別紙—5

工事名： R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事

工 種		単位	数 量	令和8年度										備考
				30	60	90	120	150	180	210	240	270	300	
準備		日	40											40日
【甲州市側坑口】														(1pt)
道路土工		式	1											(1pt)
法面工		式	1											(1pt)
排水構造物工		式	1											(1pt)
落石雪害防止工		式	1											(1pt)
【蛇骨沢土捨て場】		式	1											
道路土工		式	1											(1pt)
擁壁工		式	1											(1pt)
片付け		式	1											20日
制約条件	関連工事(前工事)	—												R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その4)工事
	年末年始、お盆	—												・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正有り)を適用												

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 19 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者 氏 名 T E L F A X
契約締結日：		
V E 提案の概要 注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として 追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審 査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容								
(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比 <table border="1"><thead><tr><th>【現状】</th><th>略図等</th><th>【改善案】</th><th>略図等</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4"></td></tr></tbody></table>		【現状】	略図等	【改善案】	略図等				
【現状】	略図等	【改善案】	略図等						
(2) 提案理由									
(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）									
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）									
(5) その他									

様式-6(3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

別紙－１２

様式－３３

年月日：

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所

氏 名

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

殿

会 社 名：

現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	
	TEL：

工 事 受 注 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 電 話 番 号	氏 名 : TEL :
建 設 発 生 土 の 運 搬 業 者	
建 設 発 生 土 の 受 入 先 名 等	
住 所	
建 設 発 生 土 の 運 搬 経 路	(別添図面の通り)
建 設 発 生 土 の 搬 出 時 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建 設 発 生 土 の 土 質 、 土 量	土 質 : 搬 出 量 : m3

＜記入例＞

(別紙)

建設発生土搬出のお知らせ

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇

日

〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 殿

会 社 名：〇〇〇〇建設(株)

現場代理人名：〇〇 〇〇〇

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇地先
工 事 概 要	土工〇〇〇m ³ 、舗装工〇〇〇m ² 、法面工〇〇〇m ² 、 仮設工１式 搬出：発生土〇〇〇m ³ 、 搬入：ＡＳ合材〇〇〇ト、碎石〇〇〇m ³ 、
工 事 発 注 機 関 名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所
工事監督職員又は担当者名	主任監督員〇〇〇〇〇、監督員〇〇〇〇〇、
連絡先機関・電話番号	〇〇事務所〇〇出張所 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
工 事 受 注 業 者 名	〇〇〇〇建設(株)
担当者名・電話番号	氏名：〇〇〇〇〇 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
建設発生土の運搬業者	〇〇〇〇興業(株)
建設発生土の受入先名等	〇〇〇〇土地改良事業
住 所	

	〇〇県〇〇市〇〇番地
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	平成 〇 年 〇〇月 〇〇日 ~ 平成 〇 年 〇〇月 〇〇 日
建設発生土の土質、土量	土質：砂質土 搬出量： 〇〇〇 m3

施工確認書（案）

工事名

確認者

路側防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

平成 年 月 日

受注者 住所

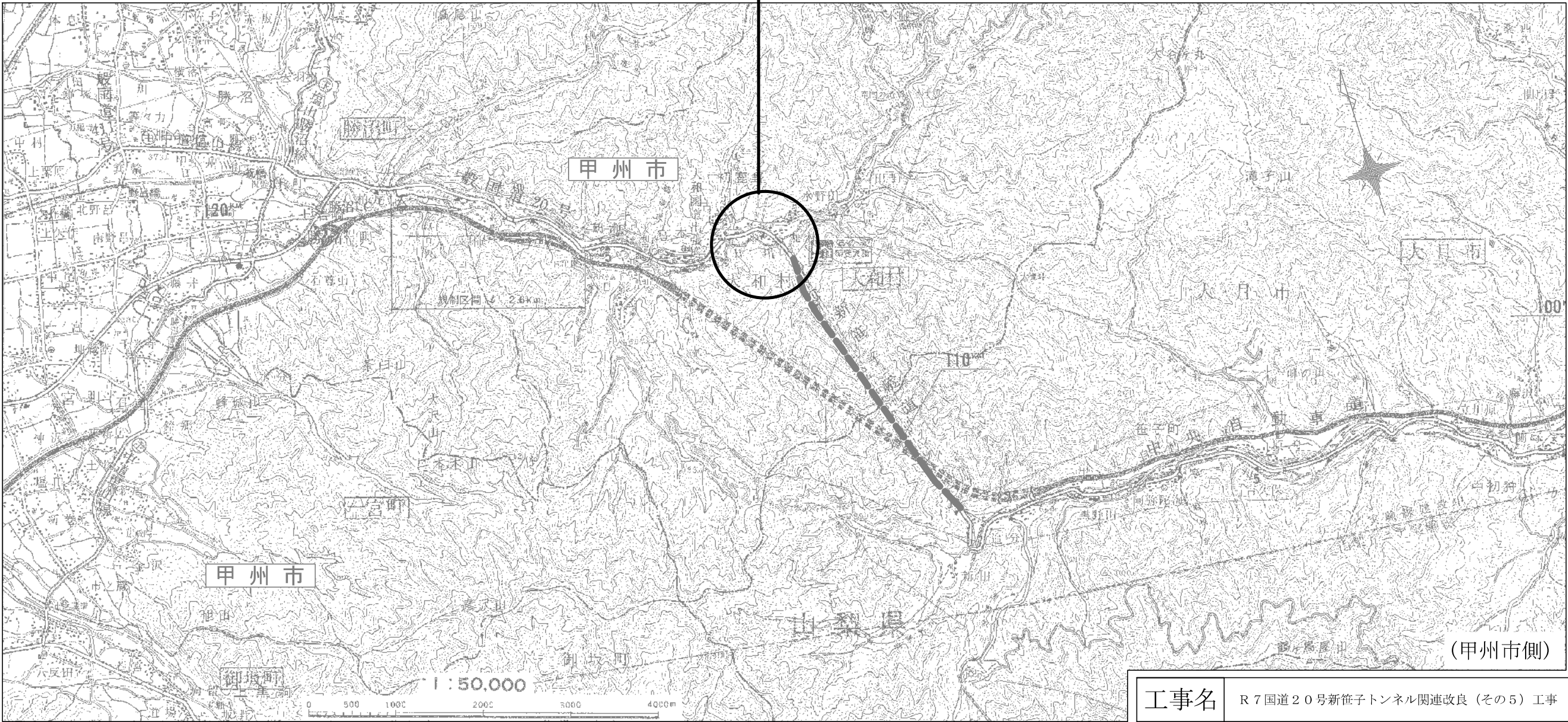
氏名

（※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。）

位置図（１） S=1:50,000

施工箇所

山梨県甲州市大和町初鹿野地先

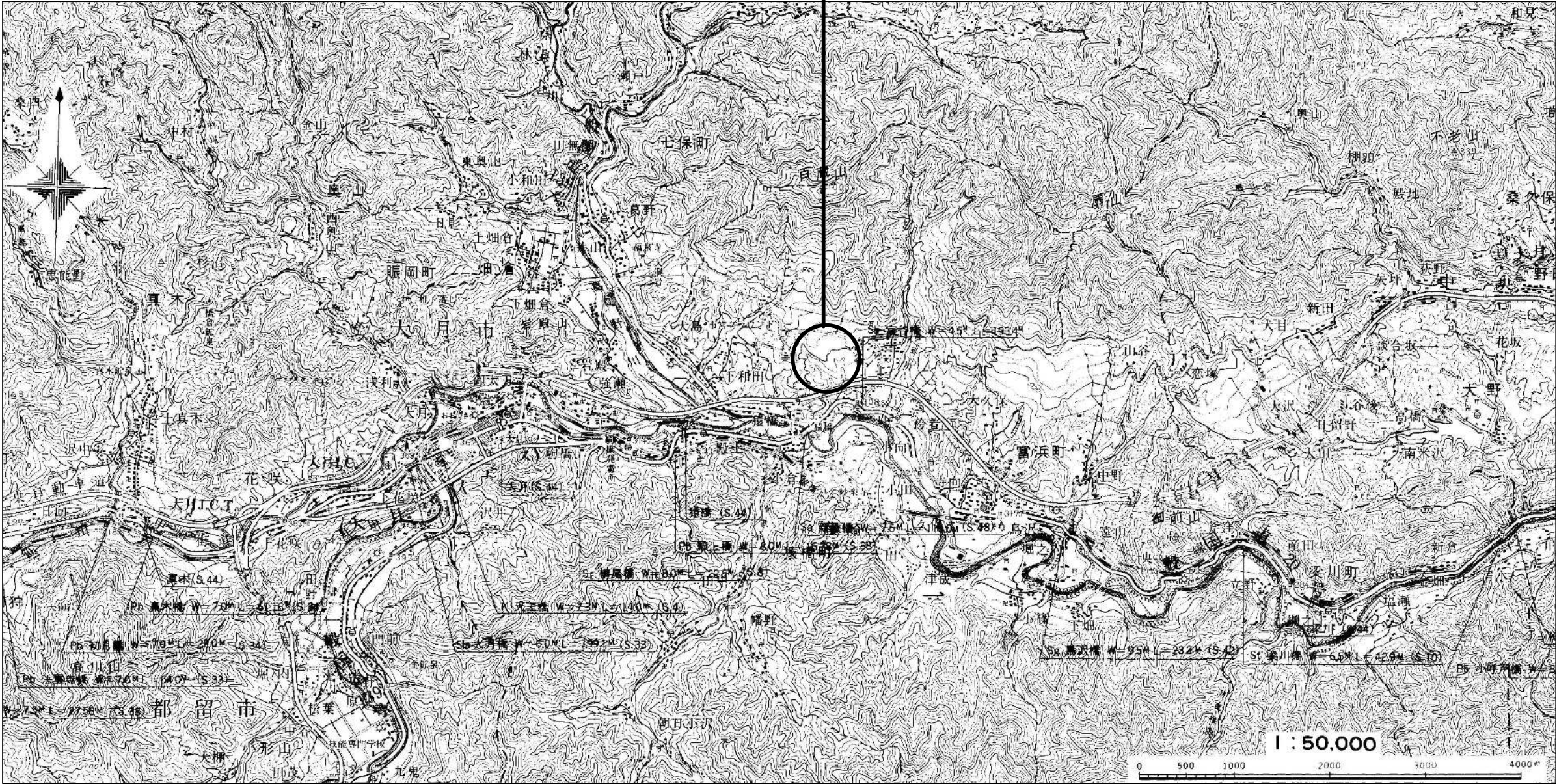


工事名		R 7 国道 2 0 号新笹子トンネル関連改良（その 5）工事							
図面名		位 置 図（ 1 ）							
縮 尺		1：50,000		図面番号		34 の 1			
年月日		令和 8 年 1 月 日							
設計会社名		大日本コンサルタント 株式会社							
所		副		課		係		設	
長		所		長		長		計	
事務所名		国土交通省 甲府河川国道事務所							

二十号国道平面図（二）（大月市）（甲州市）

位置図（2） S=1:50,000

施工箇所
山梨県大月市猿橋町猿橋地先

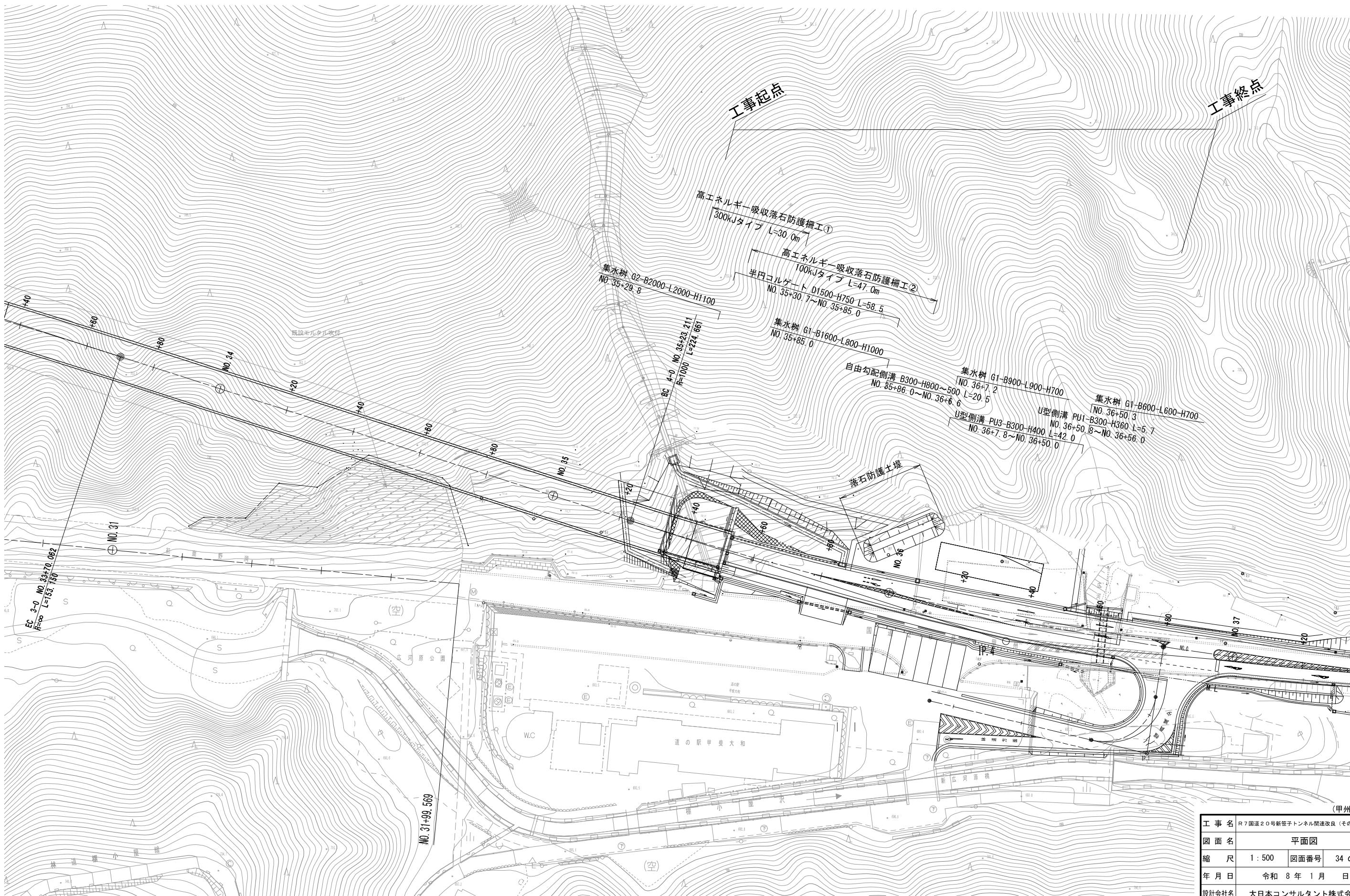


二十号国道平面図（一）（大月市）（甲州市）

(蛇骨沢)

工事名	R7国道20号新箕子トンネル間連絡改良（その5）工事		
図面名	位置図（2）		
縮尺	1：50,000	図面番号	34の2
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

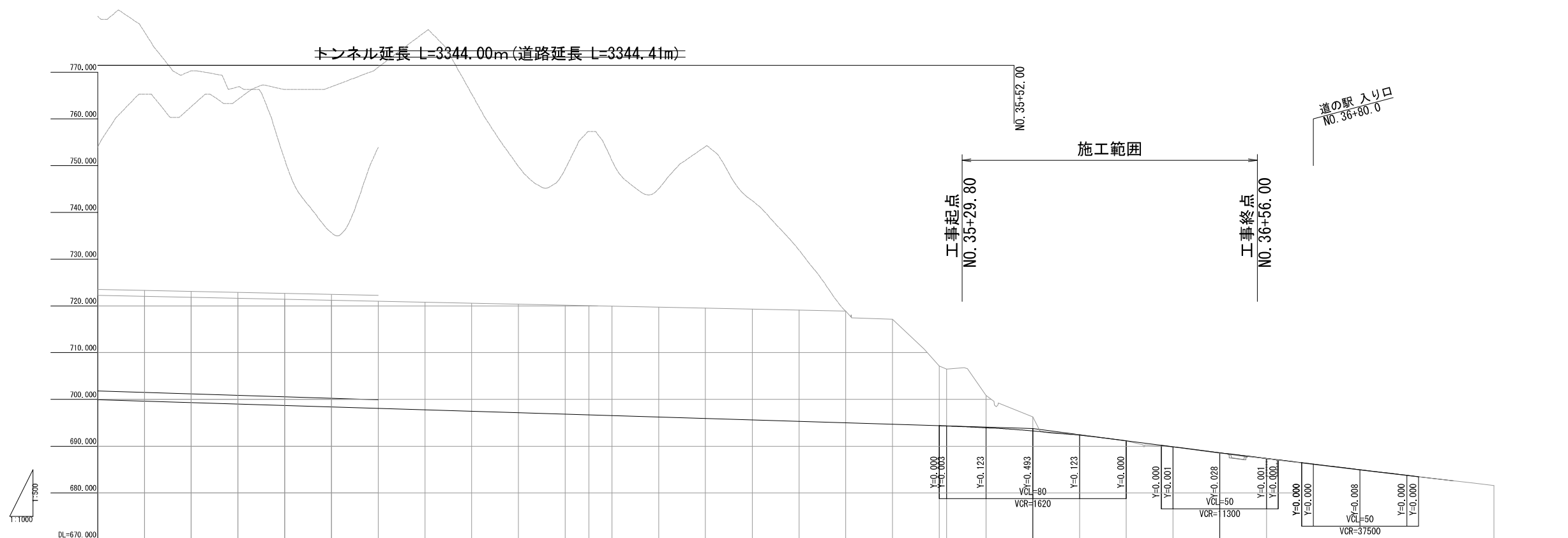
平面図 S=1/500



工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5) 工事		
図 面 名	平面図		
縮 尺	1:500	図面番号	34 の 3
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

縦断図 $V=1/500$
 $H=1/1000$

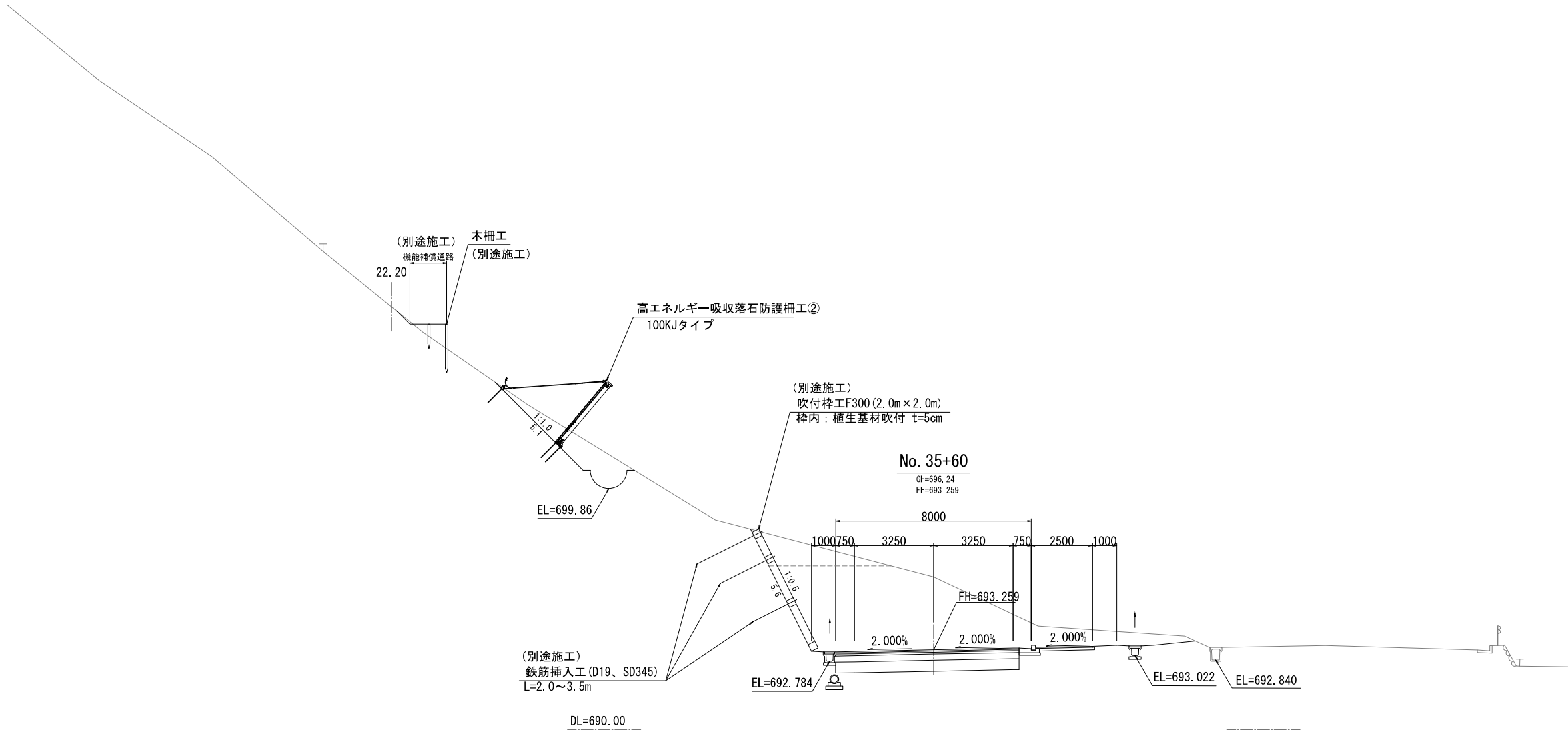
[illegible]

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

(甲州市側)

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	縦断図		
縮 尺	V=1:500 H=1:1,000	図面番号	34 の 4
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

標準横断図 S=1/100

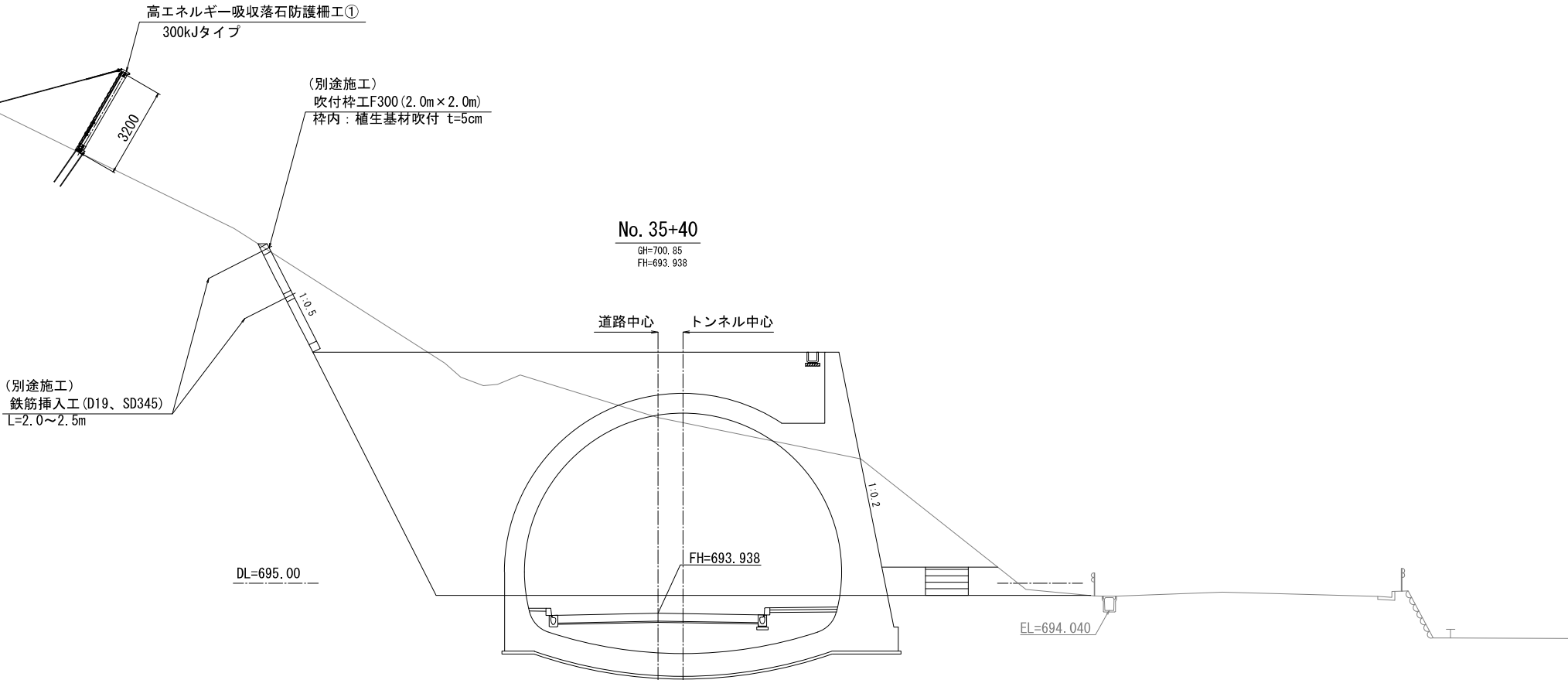


(甲州市側)

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事		
図 面 名	標準横断図		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 5
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

横断面 (1) $S=1/100$

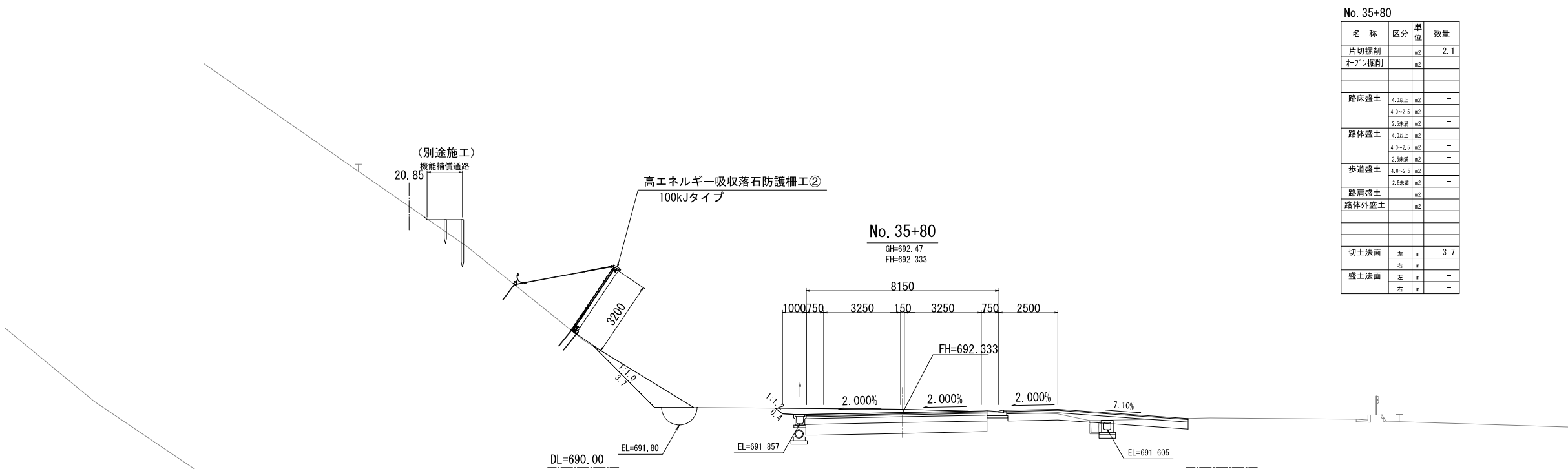


甲州市側)

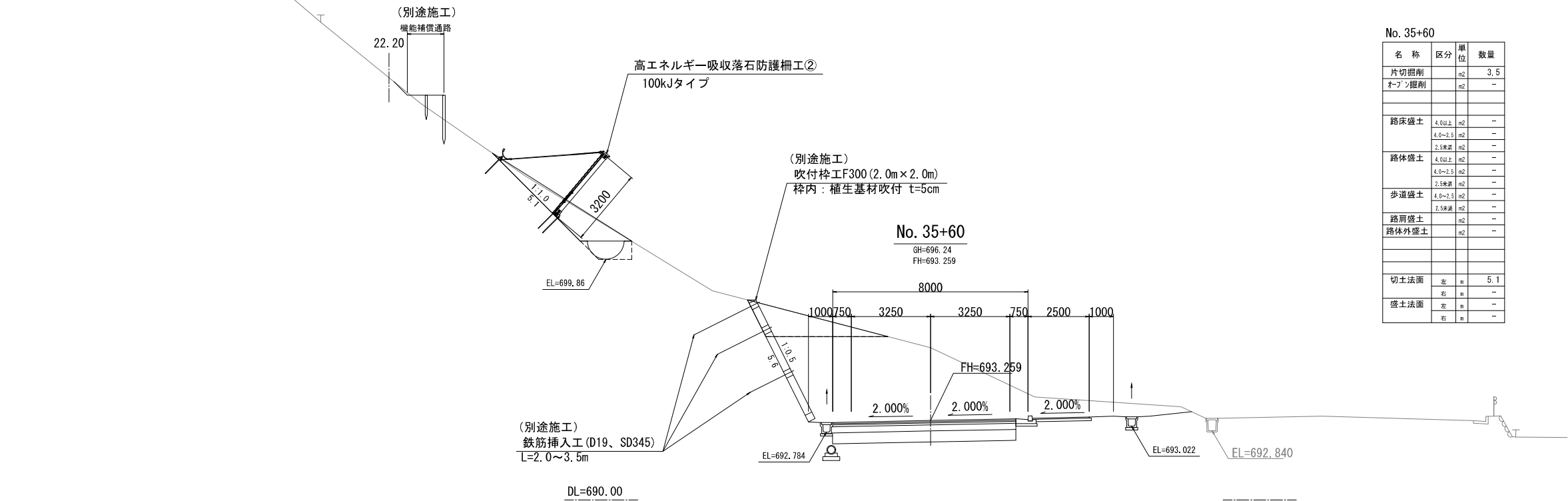
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関越改良（その5）工事		
図 面 名	横断面（1）		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 6
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります

横断図（2） S=1/100



No. 35+80			
名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m ²	2.1
オープン掘削		m ²	-
路床盛土	4.0以上	m ²	-
	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
路体盛土	4.0以上	m ²	-
	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
歩道盛土	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
路肩盛土		m ²	-
路体外盛土		m ²	-
切土法面	左	m	3.7
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-



No. 35+60			
名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m ²	3.5
オープン掘削		m ²	-
路床盛土	4.0以上	m ²	-
	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
路体盛土	4.0以上	m ²	-
	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
歩道盛土	4.0~2.5	m ²	-
	2.5未満	m ²	-
路肩盛土		m ²	-
路体外盛土		m ²	-
切土法面	左	m	5.1
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-

(甲州市側)

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事		
図 面 名	横断図(2)		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 7
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

横断図（3） S=1/100

No. 36+35.542

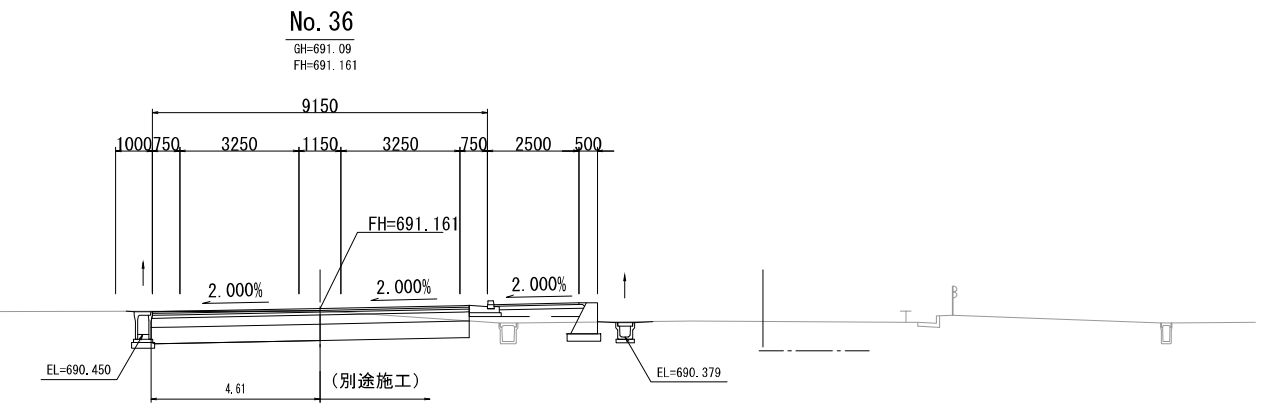
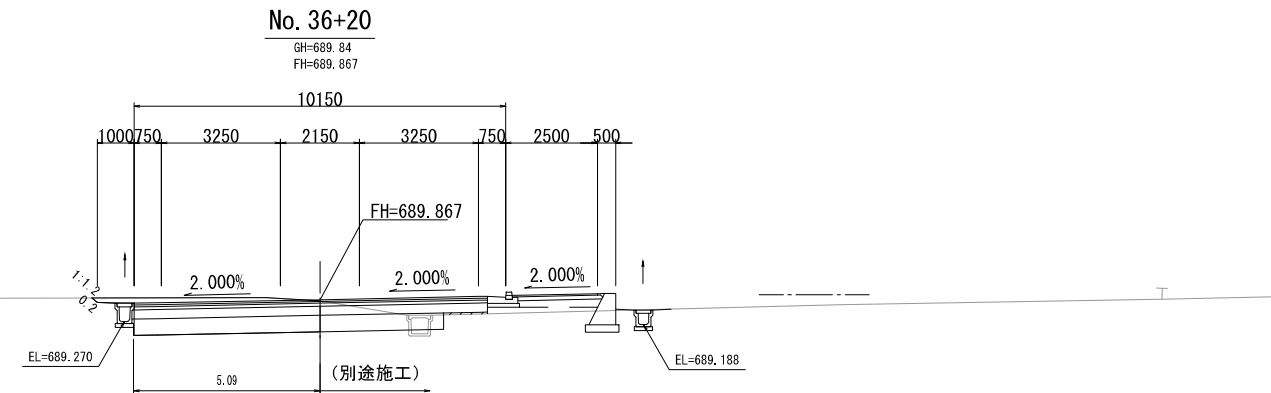
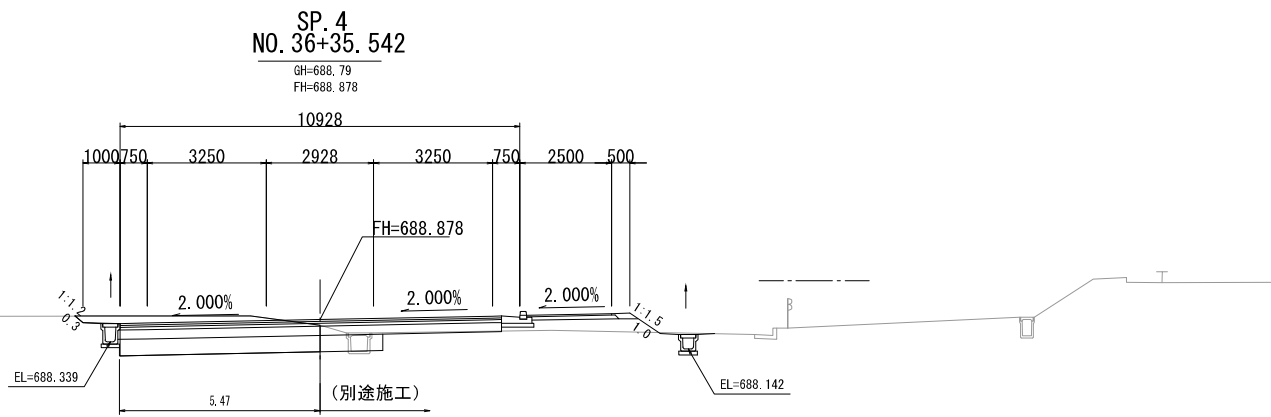
名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m2	-
オープン掘削		m2	-
路床盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路体盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
歩道盛土	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路肩盛土		m2	-
路体外盛土		m2	-
切土法面	左	m	0.3
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-

No. 36+20

名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m2	-
オープン掘削		m2	-
路床盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路体盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
歩道盛土	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路肩盛土		m2	-
路体外盛土		m2	-
切土法面	左	m	0.2
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-

No. 36

名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m2	-
オープン掘削		m2	-
路床盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路体盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
歩道盛土	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路肩盛土		m2	-
路体外盛土		m2	-
切土法面	左	m	-
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-



27.12

29.76

現況用地界

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	横断図（3）		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 8
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

横断図（４）S=1/100

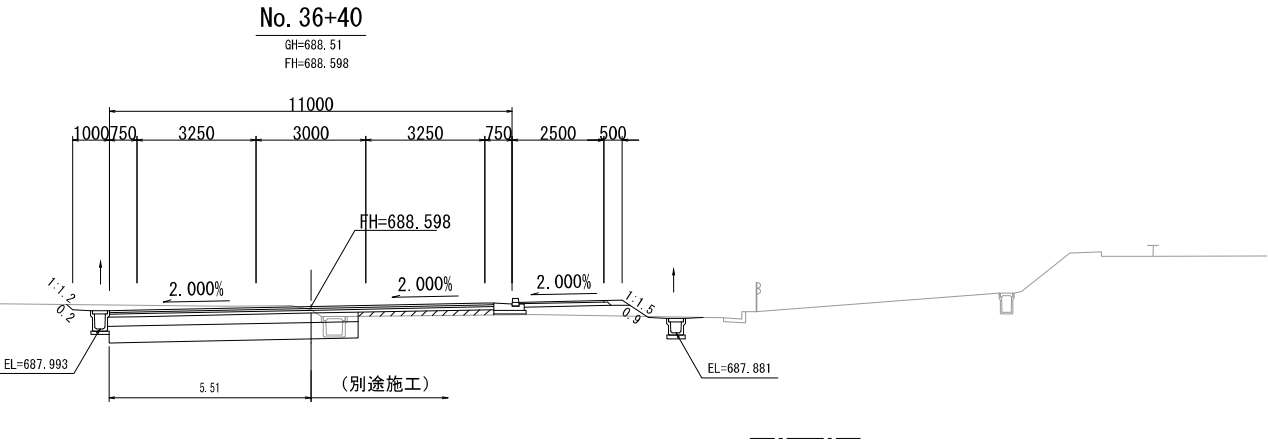
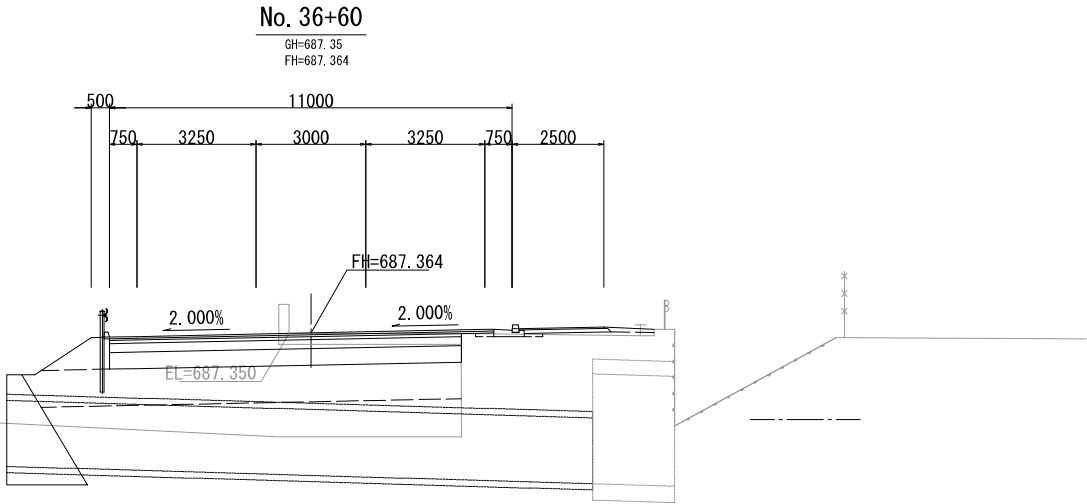
No. 36+60

名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m2	-
オープン掘削		m2	-
路床盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路体盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
歩道盛土	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路肩盛土		m2	-
路体外盛土		m2	-
切土法面	左	m	-
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-

No. 36+40

名 称	区分	単位	数量
片切掘削		m2	-
オープン掘削		m2	-
路床盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路体盛土	4.0以上	m2	-
	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
歩道盛土	4.0~2.5	m2	-
	2.5未満	m2	-
路肩盛土		m2	-
路体外盛土		m2	-
切土法面	左	m	0.2
	右	m	-
盛土法面	左	m	-
	右	m	-

25.84



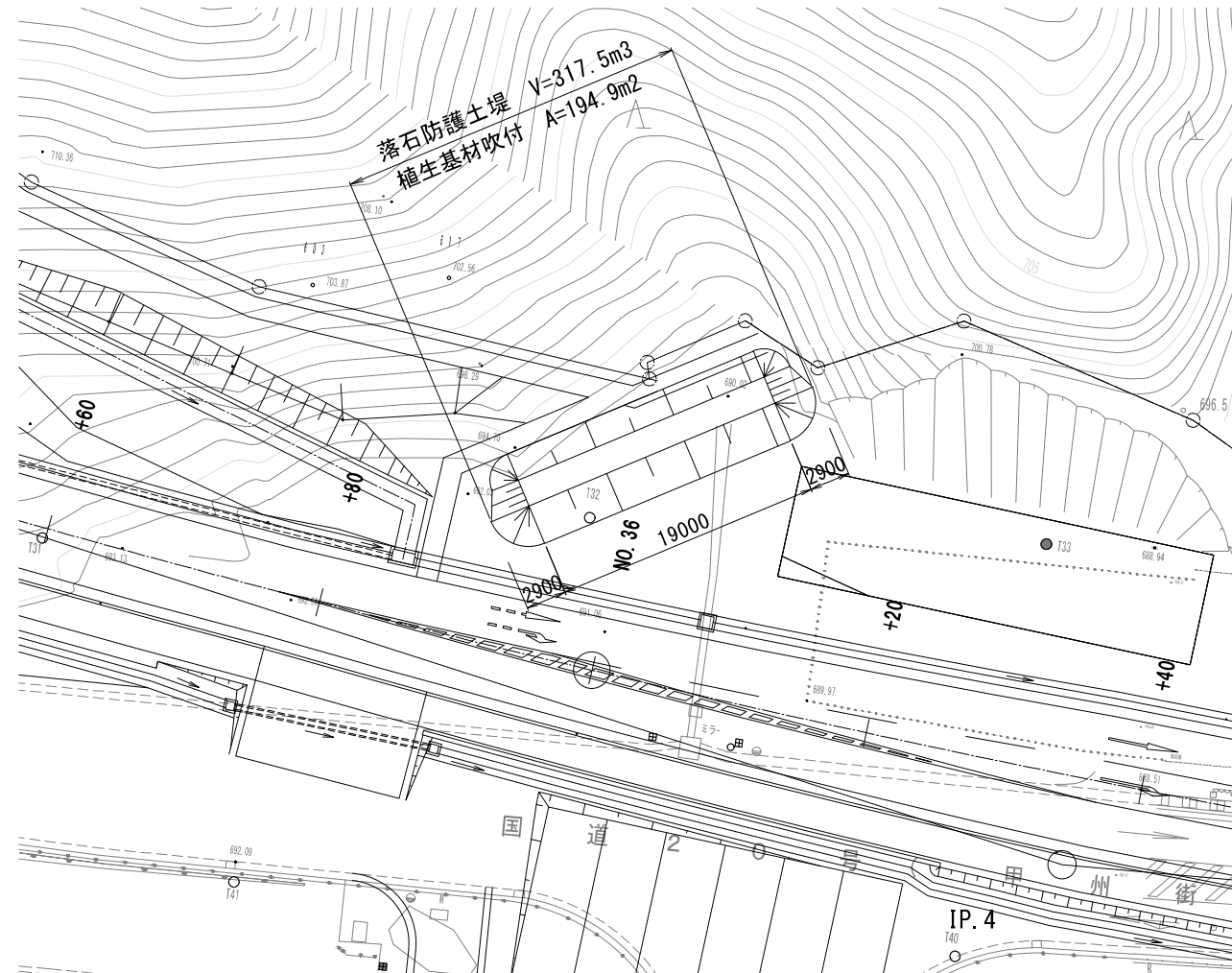
(甲州市側)

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	横断図（４）		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 9
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

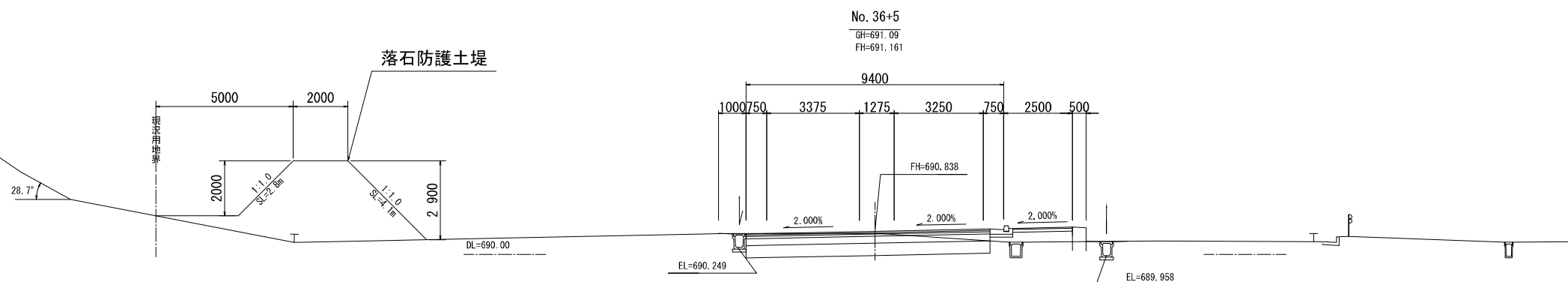
※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

落石防護土堤一般図

平面图 S=1/250



断面図 S=1/100

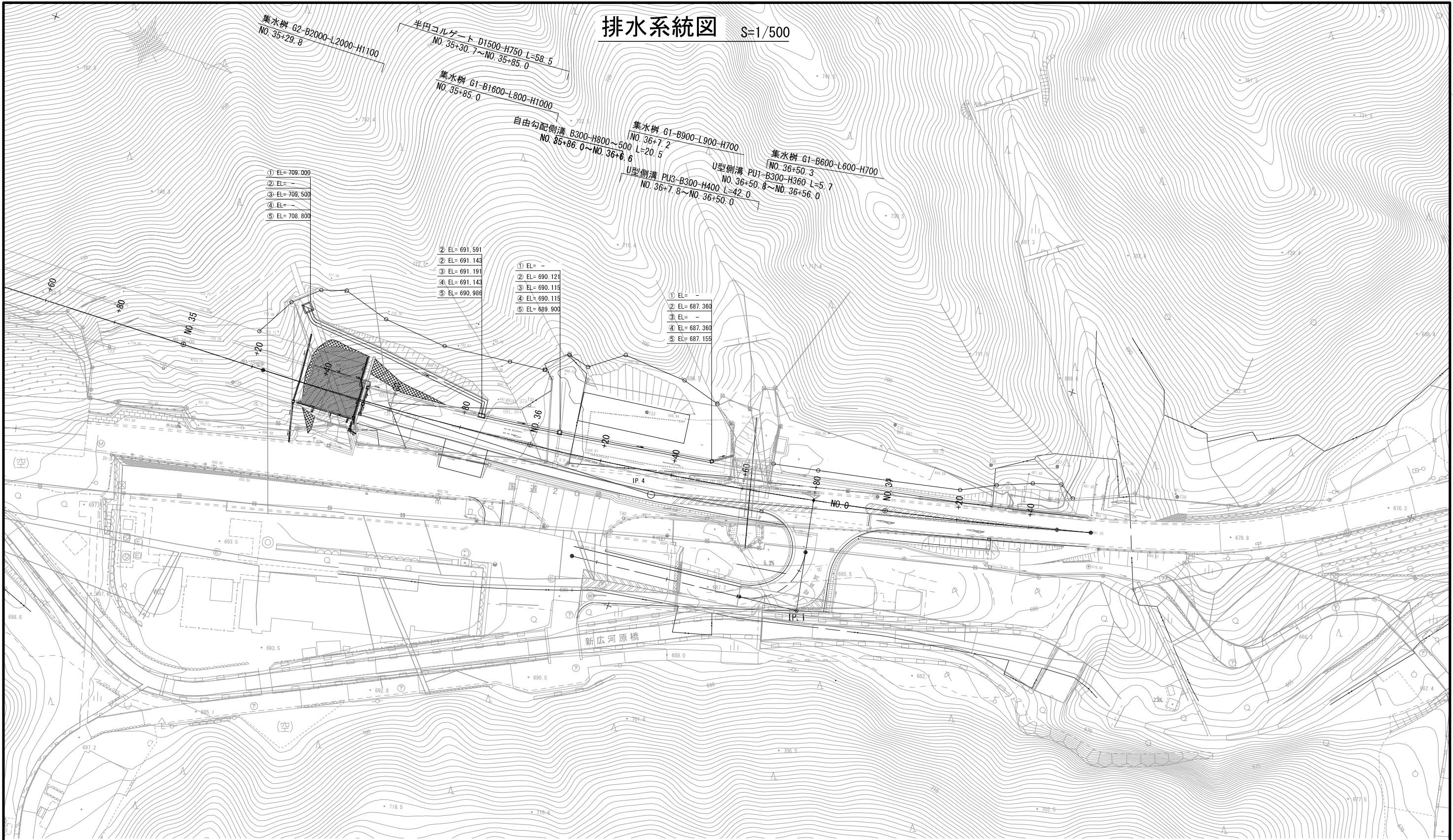


甲州市側)

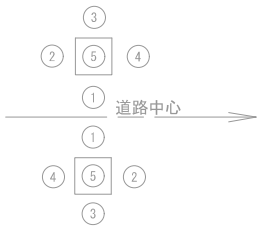
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	落石防護土堤一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	34 の 10
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります

排水系統図 S=1/500



樹高表示案内図



(甲州市側)

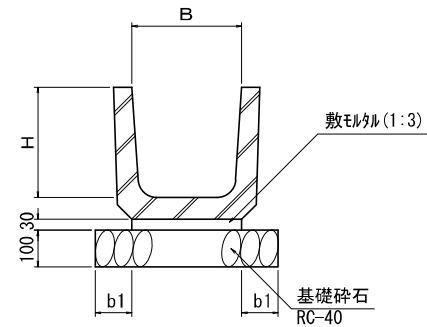
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事		
図 面 名	排水系統図		
縮 尺	1:500	図面番号	34 の 11
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

排水構造物詳細図（１）

プレキャストU型側溝 S=1/10

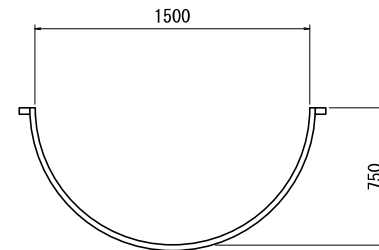
PU1型側溝



寸法表・材料表		10m当り				
記号	B	H	b1	基礎材 RC-40 t=10cm (式)	敷モルタル 1:3 (式)	側溝ブロック (個)
PU1-B300-H360	300	360	100	1	1	16.5

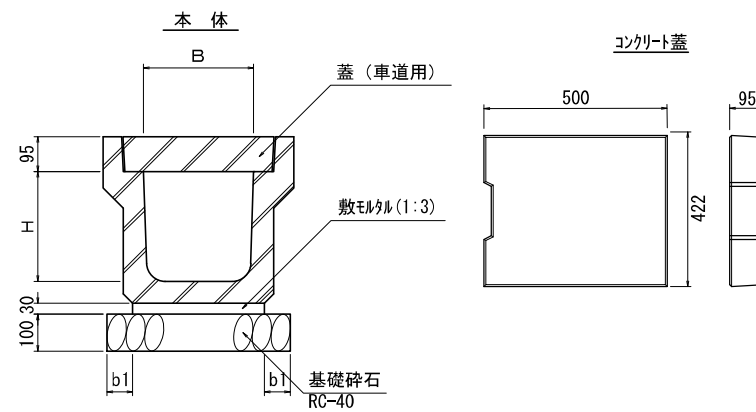
コルゲートフリューム S=1/20

半円コルゲート側溝



材料表		10m当り		
名称	形状寸法	単位	数量	備考
コルゲート半管	1形 D1500 板厚2.7mm めっき仕上げ	個	9.80	L=1020

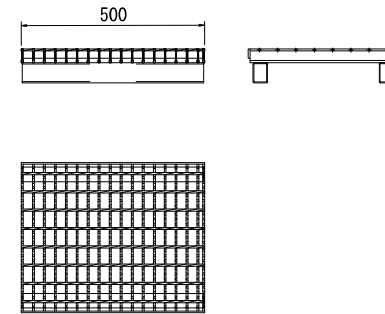
PU3型側溝



寸法表・材料表		10m当り						
記号	B	H	b1	基礎材 RC-40 t=10cm (式)	敷モルタル 1:3 (式)	側溝ブロック (個)	側溝蓋 コンクリート蓋 (枚)	側溝蓋 グレーチング蓋 (枚)
PU3-B300-H400	300	400	100	1	1	5	19	1

※「グレーチング」蓋は跳ね上がり防止機能を有すること。

グレーチング蓋
(参考図)

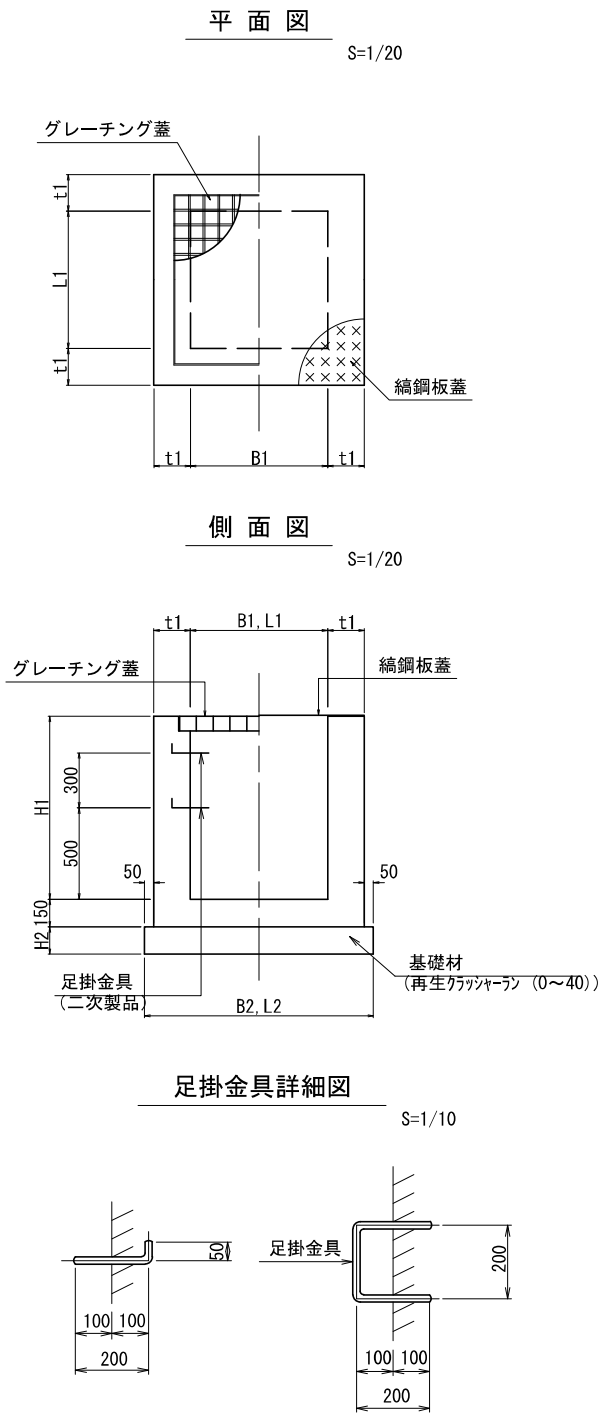


(甲州市側)

工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	排水構造物詳細図（１）		
縮尺	図示	図面番号	34の12
年月日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

排水構造物詳細図（2）



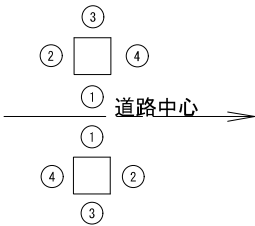
寸法表・材料表

種別	寸 法 表 (mm)							数 量 (1箇所当り)				
	B1	L1	H1	t1	B2	L2	H2	基礎材		コンクリート σ _{ck} =18N/mm ² (m ³)	型 枠 (式)	足掛金具 (本)
								RC-40 t=15cm (m ²)	RC-40 t=20cm (m ²)			
B 600-L 600-H 700	600	600	700	150	1000	1000	150	1.000	－	0.437	1	－
B 900-L 900-H 700	900	900	700	150	1300	1300	150	1.690	－	0.657	1	－
B1600-L 800-H1000	1600	800	1000	200	2100	1300	200	－	2.730	1.480	1	2
B2000-L2000-H1100	2000	2000	1100	200	2500	2500	200	－	6.250	2.800	1	2

集水樹一覧表

測点	位置	集水樹タイプ	天端高	樹底高	①		②		③		④		蓋掛	摘要
					タイプ	底高	タイプ	底高	タイプ	底高	タイプ	底高		
N0.35+29.8	L	G2-B2000-L2000-H1100	709.900	708.800	半円コルゲート D1500-H750	709.000	-	-	現況水路 B1300	709.500	-	-	縞鋼板	
N0.35+85.0	L	G1-B1600-L 800-H1000	691.986	690.986	-	-	U型側溝 PU2-B300-H300	691.591	半円コルゲート D1500-H750	691.191	自由勾配側溝 B300-H800	691.143	グレーチング蓋 T-25	
							管渠 P1-RG2-D300	691.143						
N0.36+ 7.2	L	G1-B 900-L 900-H 700	690.600	689.900	-	-	自由勾配側溝 B300-H500	690.121	現況水路 B500	690.115	現況側溝 PU2-B300-H400	690.115	グレーチング蓋 T-25	
N0.36+50.3	L	G1-B 600-L 600-H 700	687.855	687.155	-	-	U型側溝 PU2-B300-H400	687.360	-	-	U型側溝 PU1-B300-H360	687.360	グレーチング蓋 T-25	

樹高表示案内図

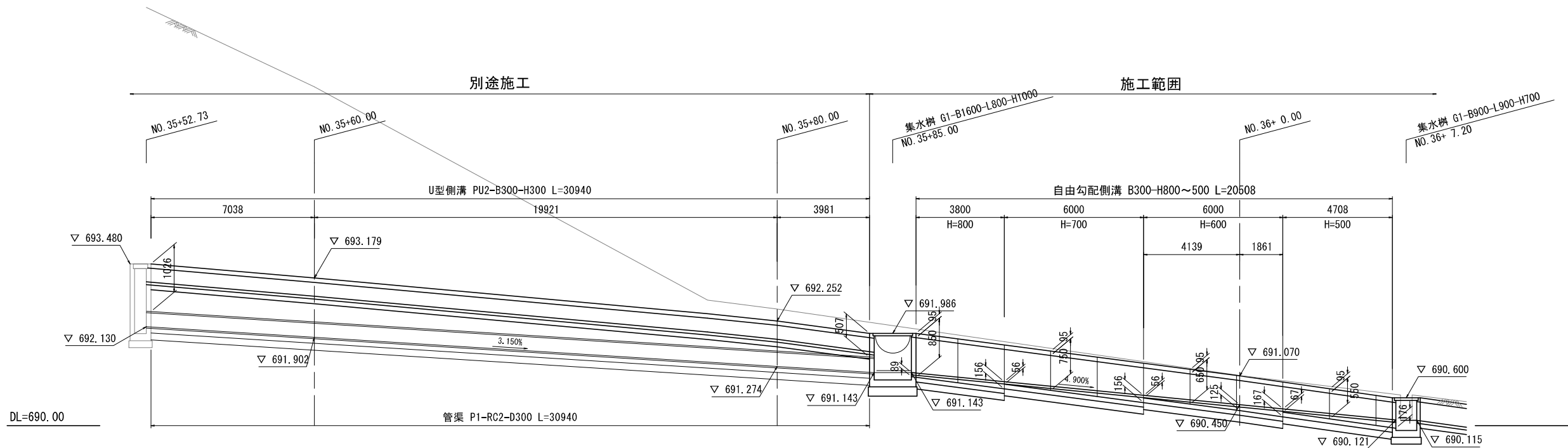


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

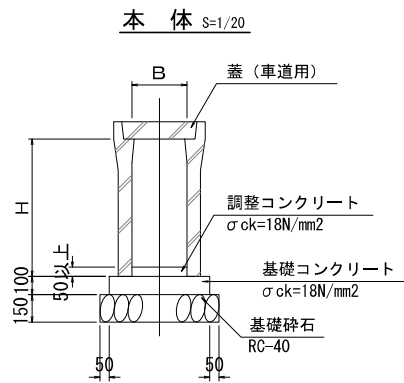
(甲州市側)			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図 面 名	排水構造物詳細図（2）		
縮 尺	図 示	図面番号	34 の 13
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

排水構造物詳細図（3）

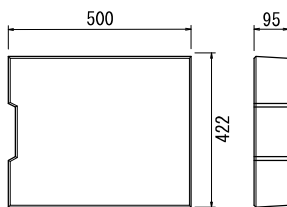
排水構造物縦断図
V=1/50
H=1/100
NO. 35+52.9~NO. 36+6.6 左側



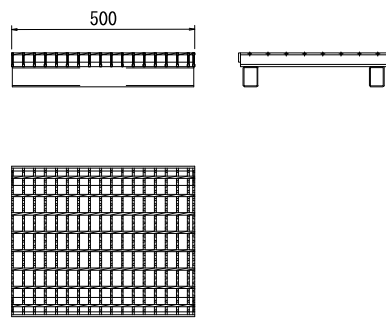
自由勾配側溝



コンクリート蓋 S=1/10



グレーチング蓋 S=1/10
(参考図)



寸法表・材料表

記号	B	H	基礎材 RC-40 t=15cm (式)	基礎コンクリート σck=18N/mm2 (式)	調整コンクリート σck=18N/mm2 (式)	型枠 (式)	側溝ブロック (個)	側溝蓋 車道用 (枚)	側溝蓋 車道用 (枚)
B300-H500	300	550	1	1	0.36	1	5	9	1
B300-H600	300	650	1	1	0.32	1	5	9	1
B300-H700	300	750	1	1	0.32	1	5	9	1
B300-H800	300	850	1	1	0.37	1	5	9	1

※グレーチング蓋は跳ね上がり防止機能を有すること。

1.0m当り

(甲州市側)

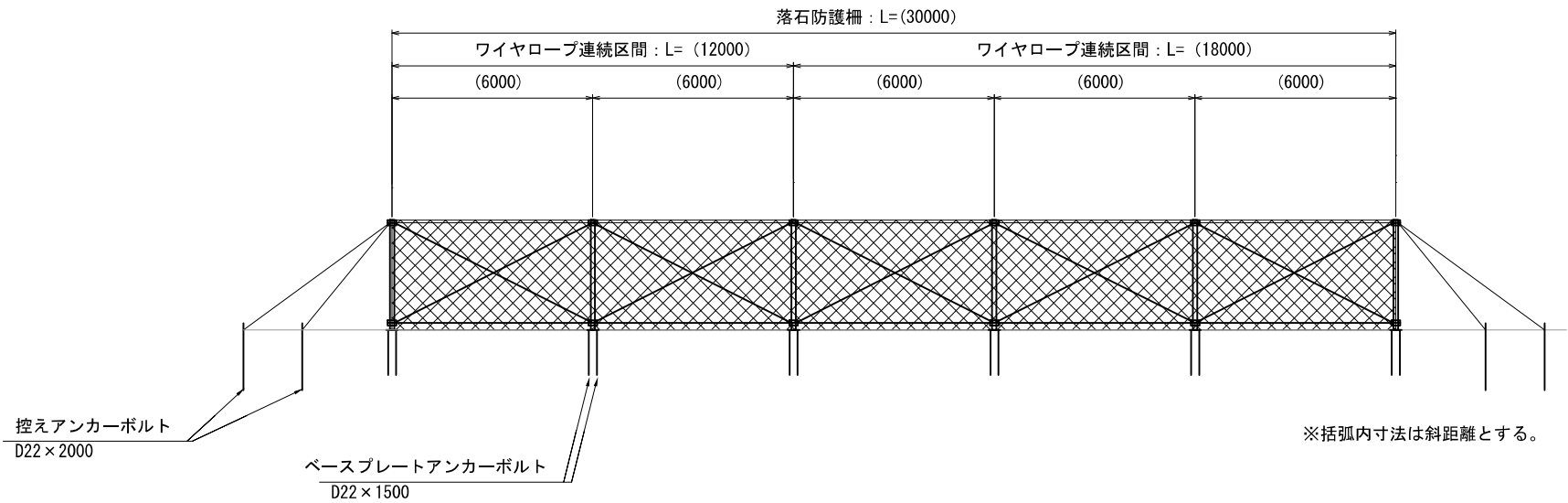
工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	排水構造物詳細図（3）		
縮尺	図示	図面番号	34の14
年月日	令和8年1月日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

高エネルギー吸収落石防護柵展開図（１）

S=1/100

<終点側①：300kJタイプ>



施工延長	L = 30.0m	
設計高	H = 3.2m	
ブロック①	12m×1ブロック	2スパン
ブロック②	18m×1ブロック	3スパン
総ブロック数	2箇所	※横ロープ連続スパン箇所
控えロープ 角度（背面）	35°	
控えロープ 角度（側面）	35°	
控えロープ 角度（斜方向）	35°	

1式当り						
名 称	規格・仕様		単位	数量	摘 要	
金網	亜鉛7%合金 鋼線 φ4.0-50×50	架設面積	m ²	96.0		
		材料面積	m ²	100.8	ロス率5%	
支柱ユニット（端末）	7%支柱 φ170×t6.0 H=3.0m用		本	3	トップ・ボトムラケット、ベースプレート含む	
支柱ユニット（中間）	7%支柱 φ170×t6.0 H=3.0m用		本	3	トップ・ボトムラケット、ベースプレート含む	
横ロープ	3×7 G/O 16φ		m	71.4	ロス率5%	
クロスロープ	6×24 AZ/O 16φ		m	71.4	ロス率5%	
控えロープ（背 面）	3×7 G/O 16φ		m	44.1	ロス率5%	
控えロープ（側 面）	3×7 G/O 16φ		m	14.7	ロス率5%	
控えロープ（斜方向）	3×7 G/O 16φ		m	14.7	ロス率5%	
縦ロープ（両端ロック加工）	6×24 AZ/O 12φ		本	3	3.0m用 (L=5300)	
ターンバックル	両ジョー 呼び19		個	7	加圧ロープ、 縦ロープ	
シャックル	呼び16		個	6	縦ロープ	
シャックル	呼び20		個	18	控えロープ、 加圧ロープ	
ワイヤクリップ	16φ用		個	32	加圧ロープ	
巻付グリップ	16φ用		個	10	控えロープ	
クロスロープ用緩衝金具	ULF-0C		組	8	加圧ロープ	
控えロープ用緩衝金具	ULF-US (1個)		組	6	控えロープ（背面）	
控えロープ用緩衝金具	ULF-US (2個)		組	4	控えロープ（側面・斜方向）	
横ロープ用緩衝金具	ULF-UH (2個)		組	8	横ロープ	
ストッパー	16φ用		組	18	控えロープ、 横ロープ	
ベースプレートアンカーボルト	M17Aカー D22× 1500		本	12		
控えアンカーボルト（背面）	M17Aカー D22× 1500		本	6		
控えアンカーボルト（側面・斜方向）	M17Aカー D22× 2000		本	4		
控えアンカー連結具			個	10		
ワイヤロープシンブル	12φ用		個	6	縦ロープ 折返し部	
ワイヤロープシンブル	16φ用		個	10	控えロープ	
結合コイル	φ4.0×45×500（亜鉛7%合金鋼）		個	139		

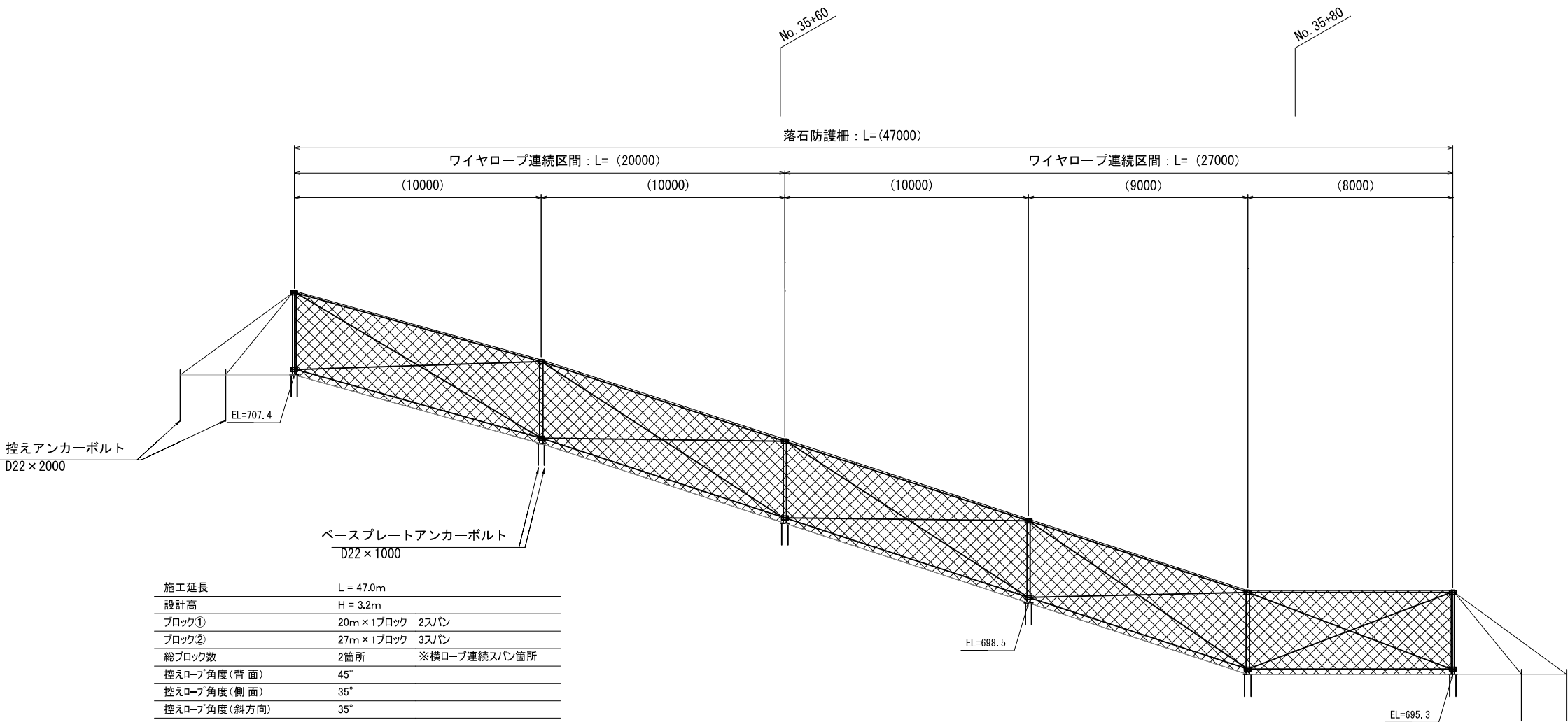
1式当り

（甲州市側）

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護柵展開図（１）		
縮 尺	1:100	図面番号	34 の 15
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

高エネルギー吸収落石防護柵展開図（２）_{S=1/100}
<終点側②：100kJタイプ>



施工延長	L = 47.0m	
設計高	H = 3.2m	
ブロック①	20m × 1ブロック	2スパン
ブロック②	27m × 1ブロック	3スパン
総ブロック数	2箇所	※横ロープ連続スパン箇所
控えロープ角度(背面)	45°	
控えロープ角度(側面)	35°	
控えロープ角度(斜方向)	35°	

名 称		規格・仕様	単位	数量	摘 要
金網	亜鉛7%合金	鉄鋼線 φ3.2-50×50	m ²	150.4	
		架設面積	m ²	157.9	ロス率5%
支柱ユニット(端部)	アルミ支柱φ130×t4.0 H=3.0m用		本	3	トップ・ボトム・サイド、ベースプレート含む
支柱ユニット(中間)	アルミ支柱φ130×t4.0 H=3.0m用		本	3	トップ・ボトム・サイド、ベースプレート含む
横ロープ	3×7 G/O 16φ		m	98.7	ロス率5%
クロスロープ	6×24 AZ/O 10φ		m	104.4	ロス率5%
控えロープ(背面)	6×24 AZ/O 18φ		m	37.8	ロス率5%
控えロープ(側面)	3×7 G/O 16φ		m	14.7	ロス率5%
控えロープ(斜方向)	3×7 G/O 16φ		m	14.7	ロス率5%
縦ロープ(両端ロック加工)	6×24 AZ/O 12φ		本	3	3.0m用(L=5350)
ターンバックル	両ジョー	呼び19	個	17	控えロープ(背面)、クロスロープ、縦ロープ、横ロープ
シャックル	呼び16		個	14	縦ロープ、クロスロープ
シャックル	呼び20		個	18	控えロープ、横ロープ
ワイヤクリップ	10φ用		個	32	クロスロープ
ワイヤクリップ	18φ用		個	60	控えロープ(背面)
巻付グリップ	16φ用		個	12	控えロープ(側面、斜方向)、横ロープ
控えロープ用緩衝金具	ULF-US(2個)		組	4	控えロープ(側面、斜方向)
ストッパー	16φ用		組	4	控えロープ(側面、斜方向)
ベースプレートアンカーボルト	t40t70t70 D22×1000		本	12	
控えアンカーボルト(背面)	t40t70t70 D22×2000		本	6	
控えアンカーボルト(側面・斜方向)	t40t70t70 D22×2000		本	4	
控えアンカー連結具			個	10	
ワイヤロープシンブル	10φ用		個	8	クロスロープ
ワイヤロープシンブル	12φ用		個	6	縦ロープ折返し部
ワイヤロープシンブル	16φ用		個	12	控えロープ(側面、斜方向)、横ロープ
ワイヤロープシンブル	18φ用		個	12	控えロープ(背面)
結合コイル	φ4.0×45×500(亜鉛7%合金メッキ)		個	197	

※括弧内寸法は斜距離とする。

R7国道20号新笹子トンネル開通改良(その5)工事			
工 事 名	高エネルギー吸収落石防護柵展開図(2)		
図 面 名	縮 尺	1:100	図面番号 34 の 16
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

＜終点側①：300kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

控えロープ用緩衝金具
ULF-US (1個) (スリッパ長 ΔL=1.0m)

控えアンカー連結具

控えアンカーボルト (背面)

控えロープ (背面)
3×7 G/O 16φ
ストッパー

巻付グリップ 16φ用
(シンプル設置)

シャックル
呼び20

アルミ支柱 (φ170×t6.0)
(H'≒3.0m用)

金網 φ4.0~50×50
垂鉛75合金鋼線

縦ロープ
6×24 A2/O 12φ
(両端ロック加工)
※折返し部にシンプル設置

ターンバシクル (呼び19)

シャックル
呼び16

ベースプレート

ベースプレートアンカーボルト

必要高さ H' ≧ 2000
設計高さ H ≧ 2000

2000mm
2000mm
1000mm
1000mm

横ロープ連続区間 (3スパン以内)

6000 ~ 10000

6000 ~ 10000

6000 ~ 10000

アルミ支柱 (φ170×t6.0)
(H'=3.0m用)

シャックル (呼び20)

巻付グリップ 16φ用
(シンプル設置)

控えロープ (側面)
3×7 G/O 16φ

控えロープ用緩衝金具
ULF-US (2個) (スリップ長 ΔL=1.0m)

控えアンカーボルト (側面)

ベースプレート

横ロープ用緩衝金具
ULF-UH (2個) (スリップ長 ΔL=1.0m)

横ロープ
3×7 G/O 16φ

金網 φ4.0-50×50
垂鉛7%合金メッシュ鋼線

ストッパー

シャックル (呼び20)

巻付グリップ 16φ用
(シンプル設置)

控えロープ (斜方向)
3×7 G/O 16φ

控えロープ (背面)
3×7 G/O 16φ

控えロープ用緩衝金具
ULF-US (2個) (スリップ長 ΔL=1.0m)

控えアンカーボルト (斜方向)

控えロープ用緩衝金具
ULF-US (1個) (スリップ長 ΔL=1.0m)

控えアンカーボルト (背面)

45±5°
(標準)

[illegible]

A 部詳細
 UHF-UH (2個)
 180 500
 $\Delta L=1000$
 スリップ集
 UHF-OC 1000

B 部詳細
 横ロープ
 $3 \times 7 \text{ G/0 } 16\phi$
 クロスロープ
 $6 \times 24 \text{ AZ/0 } 16\phi$

工 事 名	R7国道2号新笠子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（1）		
縮 尺	1:50	図面番号	34 の 17
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

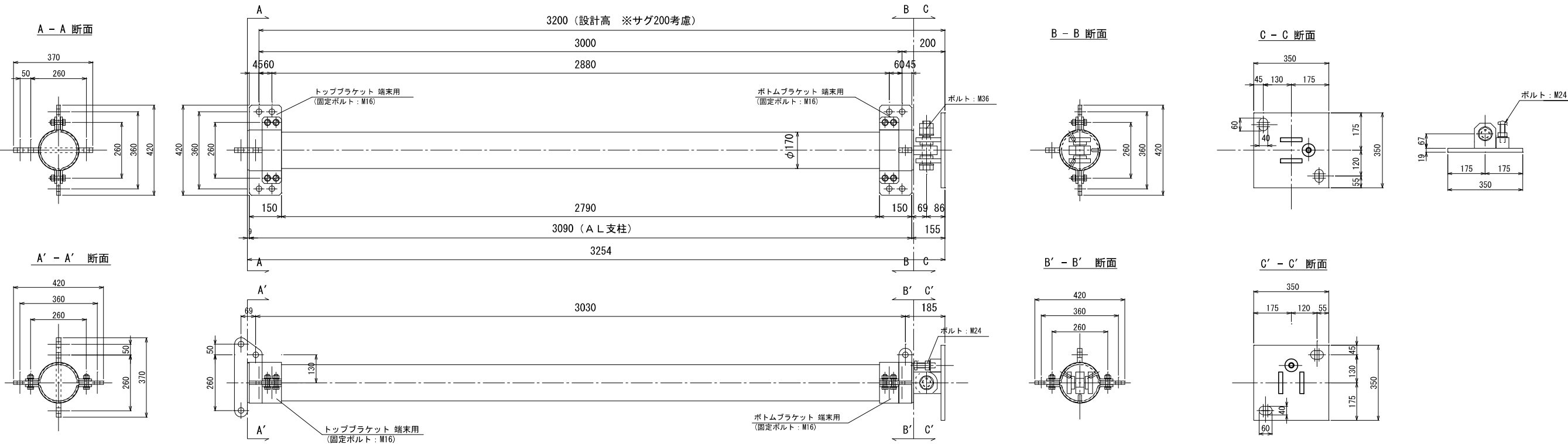
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（２）

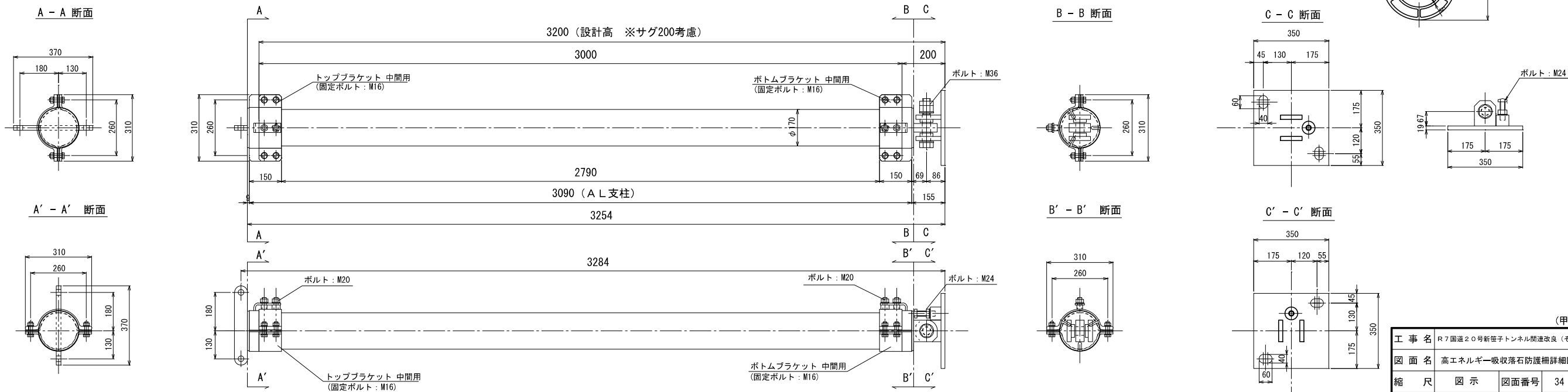
<終点側①：300kJタイプ（柵高 H=3.0m）>

支柱構造図（φ170×t6.0 H=3.0m用）

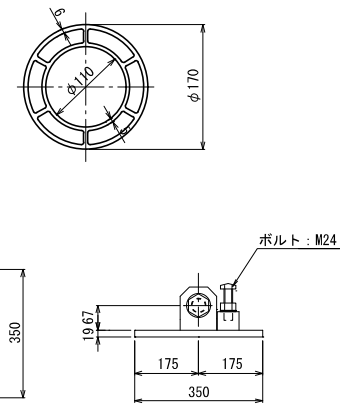
端末A L支柱構造図 S=1/10



中間A L支柱構造図 S=1/10



AL支柱断面 S=1/5



※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

(甲州市側)				
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良 (その5) 工事			
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図 (2)			
縮 尺	図 示	図面番号	34 の 18	
年 月 日	令和 8 年 1 月 日			
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社			
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所			

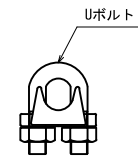
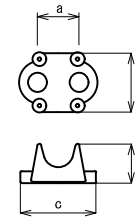
高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（3）

＜終点側①：300kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

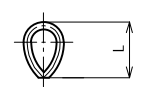
部材詳細図

ワイヤロープシンプル

ワイヤクリップ

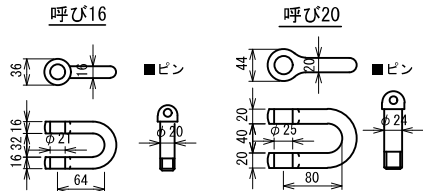


規格	本体寸法					取付個数・間隔		摘要
	a	b	c	d	Uボルト	個数	間隔	
16φ用	32	48	60	35	M14	4	100	クロスロプ

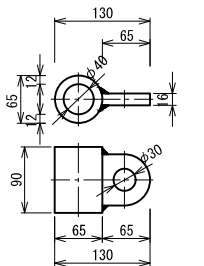


規格	L	摘要
12φ用	68	縦ロプ折返し部
16φ用	92	控えロプ（背面） 控えロプ（側面・斜方向）

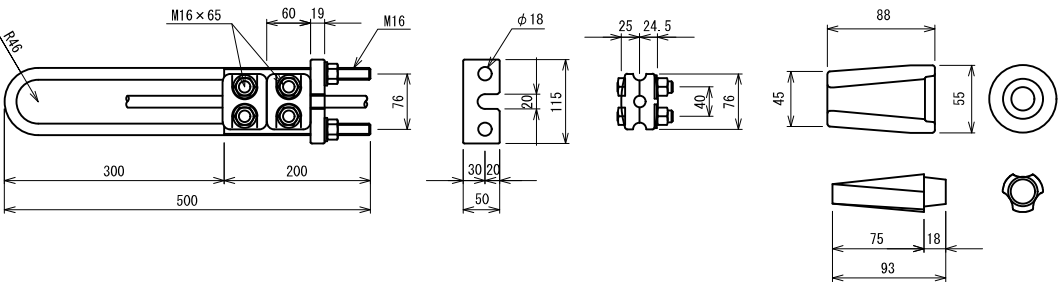
シャックル S=1/5



アンカー連結具 S=1/5

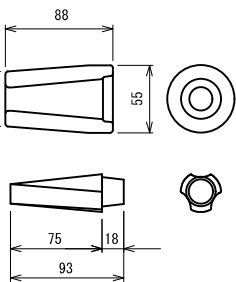


横ロプ用緩衝金具 ULF-UH(2個)
控えロプ用緩衝金具（側面・斜方向） ULF-US(2個) S=1/5
16φ用

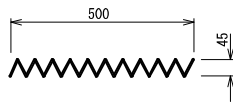


ストッパー S=1/3

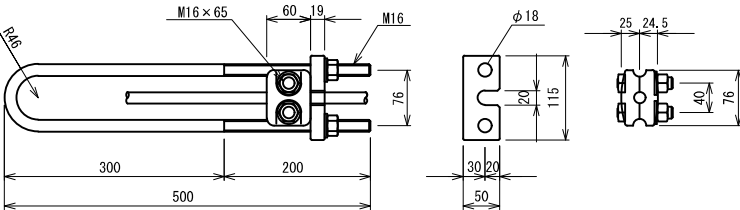
16φ用



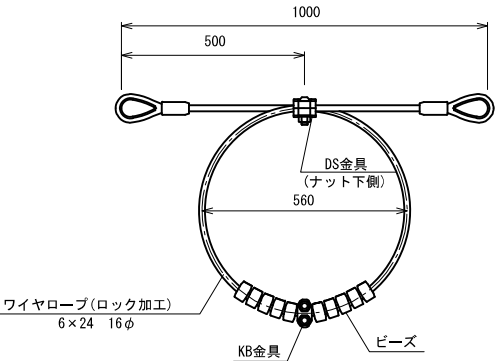
結合コイル S=1/10
φ4.0×45×500
（垂鉛アルミ合金メッキ）



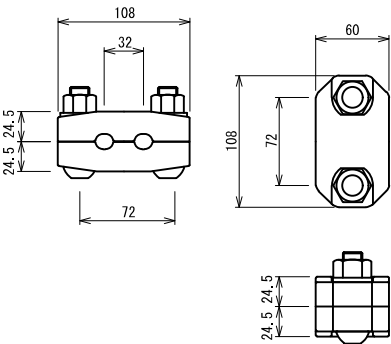
控えロプ用緩衝金具（背面） ULF-US(1個) S=1/5
16φ用



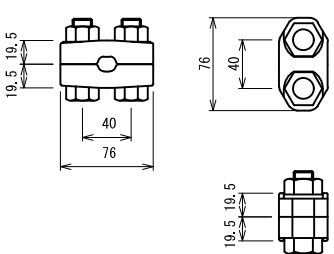
クロスロプ用緩衝金具 ULF-OC S=1/10



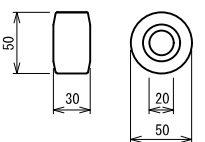
DS金具 S=1/3



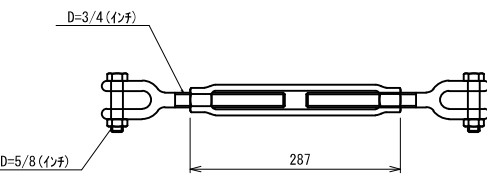
KB金具 S=1/3



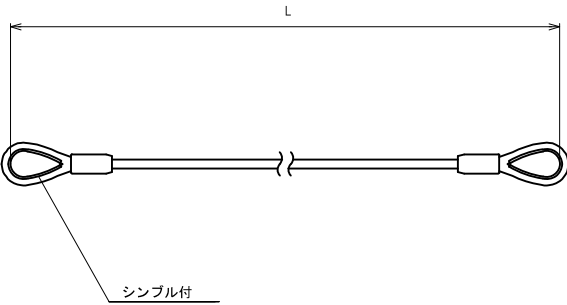
ビーズ S=1/3



ターンバックル（呼び19） S=1/5
3/4×9” 両ジョー



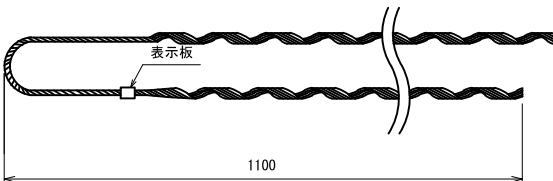
縦ロプ
6×24 AZ/O 12φ
（両端ロック加工）



柵高	L
H=3.5m用	6300
H=3.0m用	5300
H=2.5m用	4300
H=2.0m用	3300

※）アルミ支柱φ170用

巻付グリップ
16φ用



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

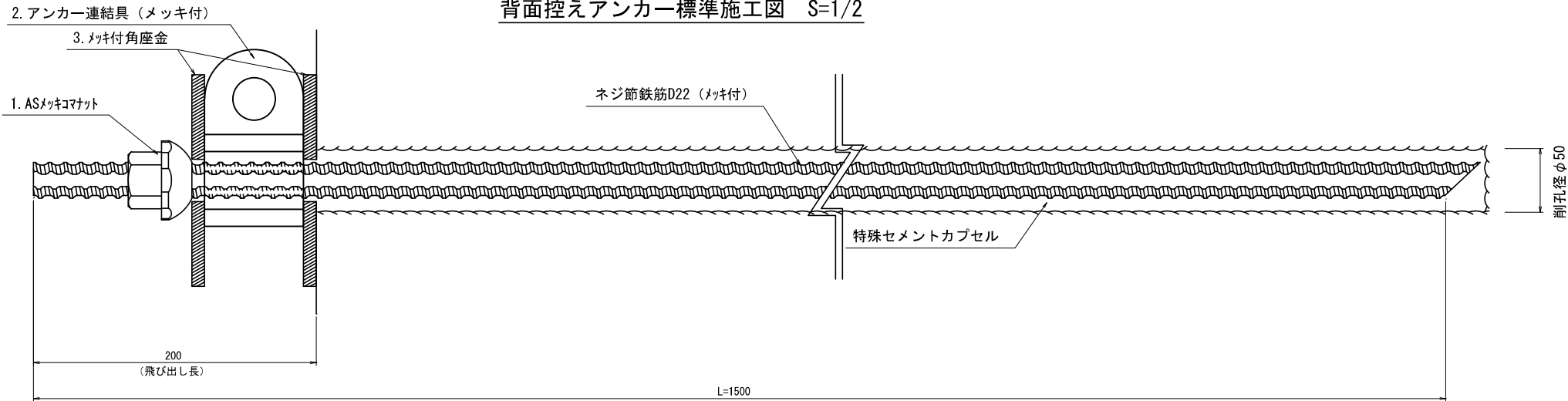
工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（3）		
縮尺	図示	図面番号	34の19
年月日	令和8年1月日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

（甲州市側）

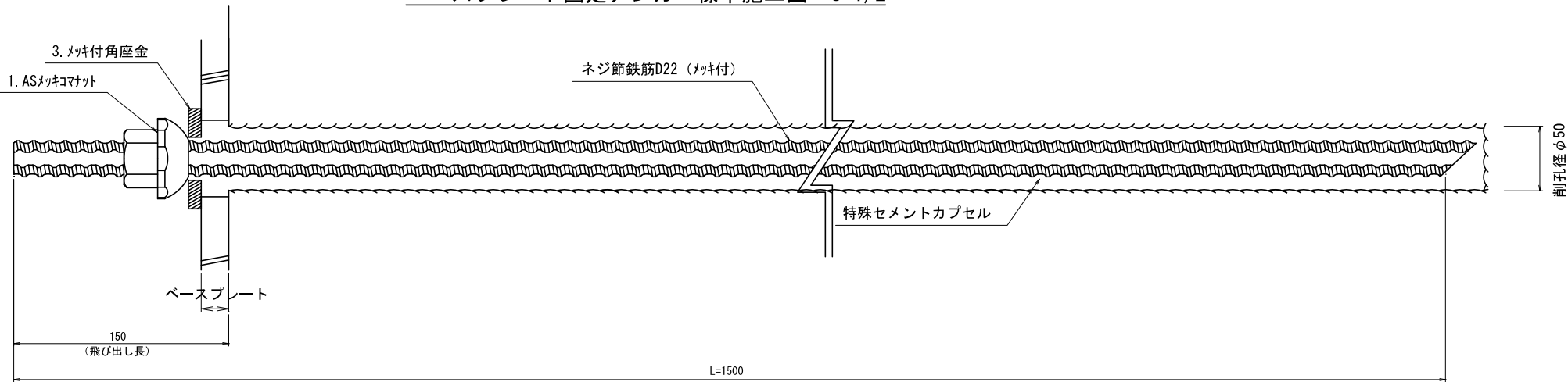
高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（４）

＜終点側①：300kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

背面控えアンカー標準施工図 S=1/2

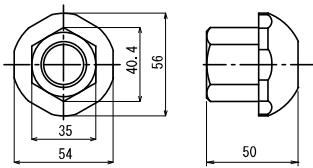


ベースプレート固定アンカー標準施工図 S=1/2

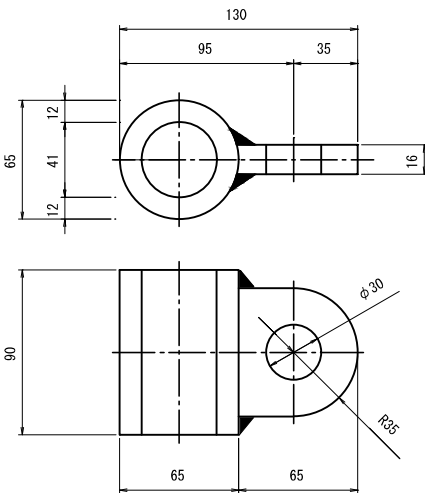


部品詳細図 S=1/2

1. ASメッキワッシャー（D22用）

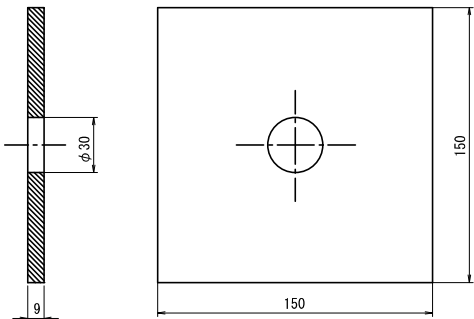


2. アンカー連結具（メッキ付）

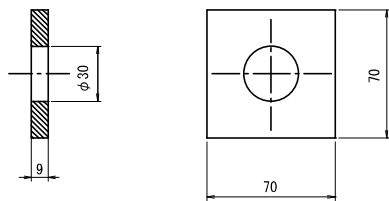


3. メッキ付角座金

（控えアンカー用）



（ベースプレート固定アンカー用）



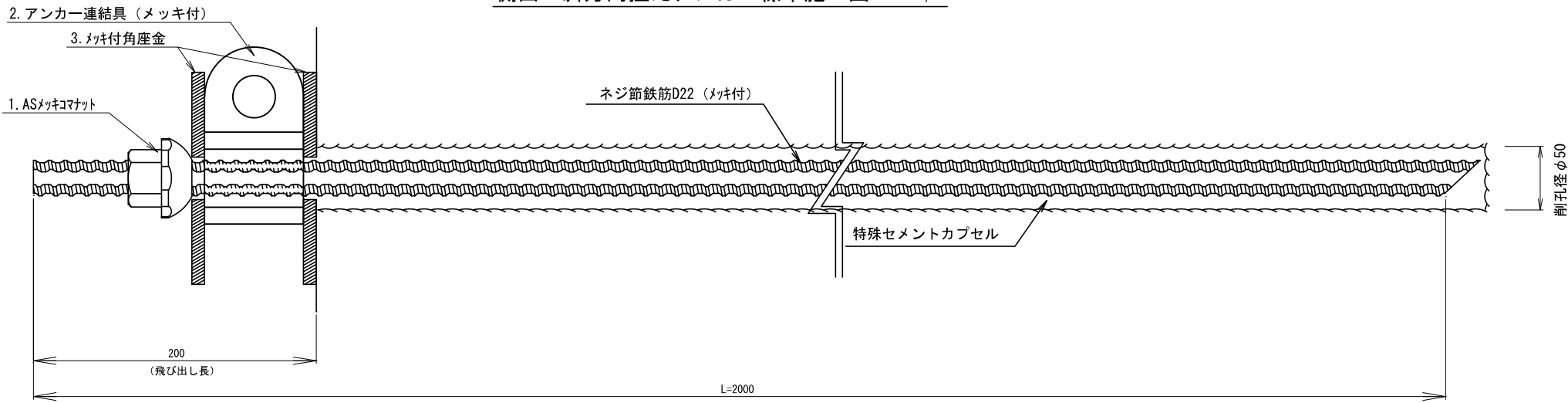
※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

（甲州市側）			
工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（４）		
縮尺	1:2	図面番号	34の20
年月日	令和8年1月日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（５）

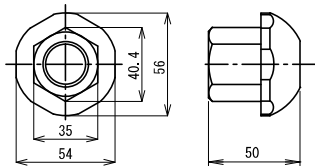
＜終点側①：300kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

側面・斜方向控えアンカー標準施工図 S=1/2

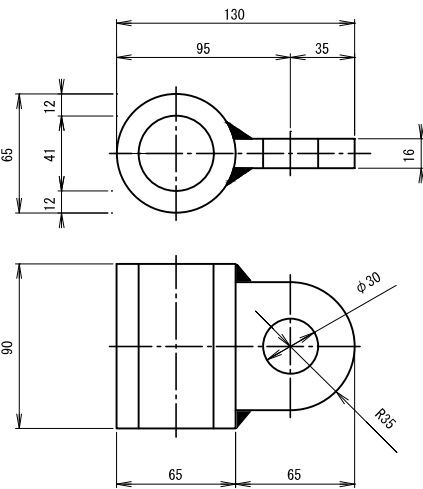


部品詳細図 S=1/2

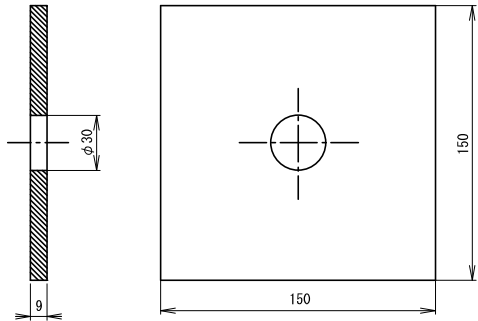
1. ASメッキコマナット（D22用）



2. アンカー連結具（メッキ付）



3. メッキ付角座金
（控えアンカー用）



（甲州市側）

工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（5）		
縮尺	1:2	図面番号	34 の 21
年月日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

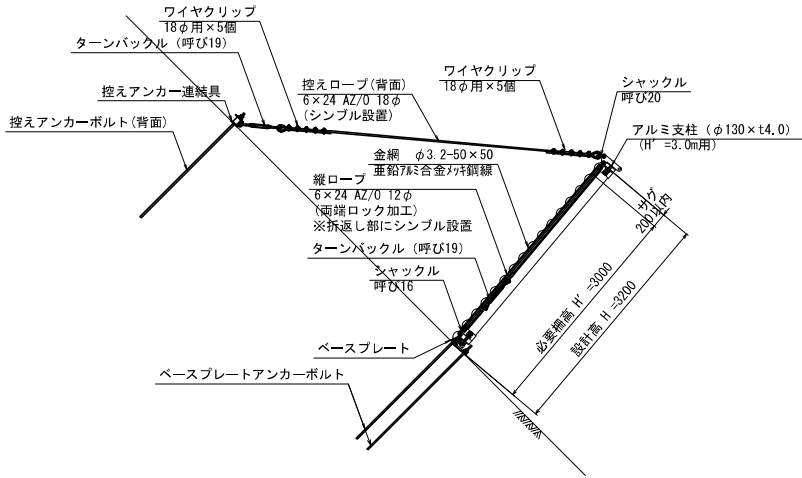
高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（6）

＜終点側②：100kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

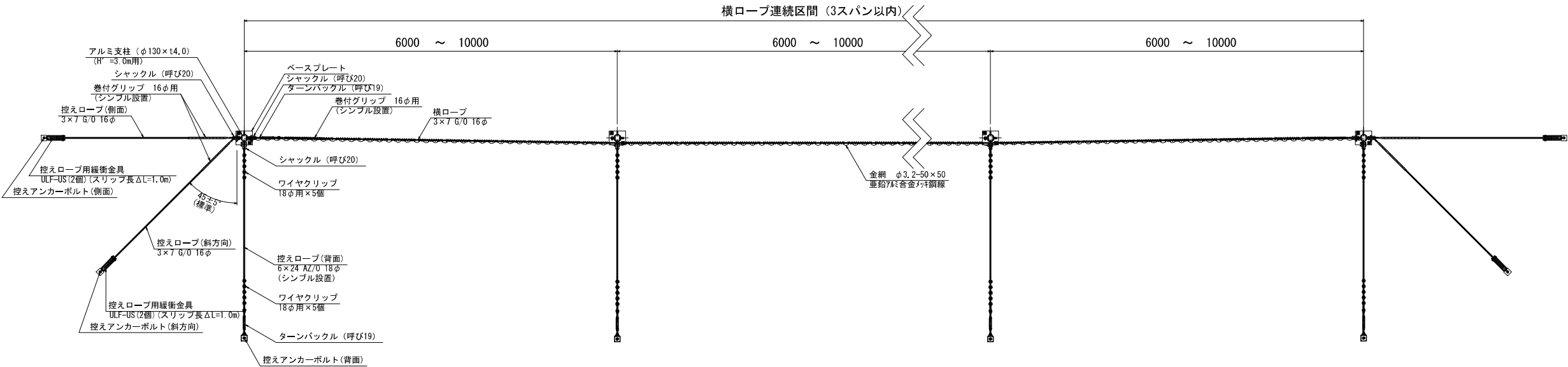
側面図 S=1/50

規格選定表

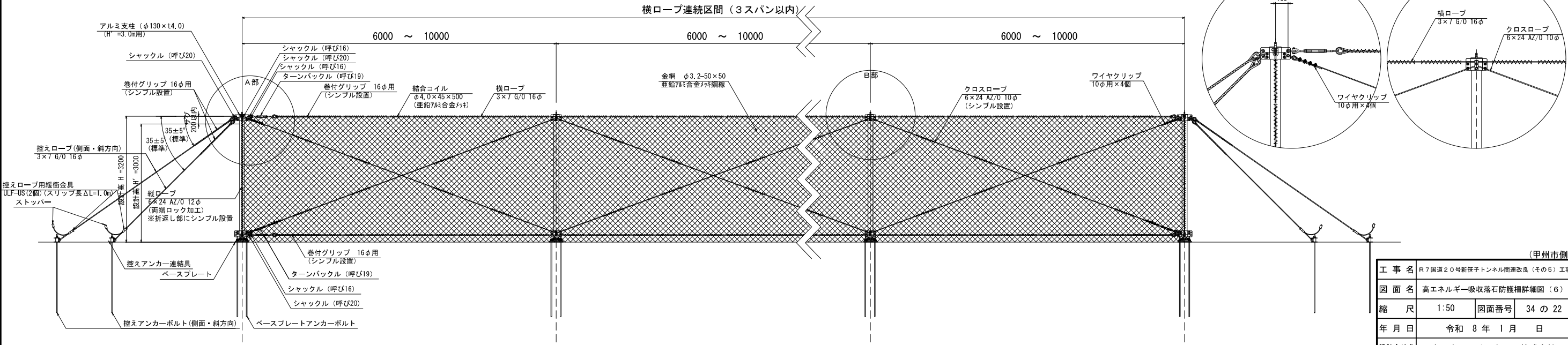
可能吸収 エネルギー	金網規格	支 柱	緩衝金具				縦ロープ
			横ロープ	クロスロープ	控えロープ		
					背面	側面・斜方向	
100kJ	亜鉛7%合金メッシュ鋼線 φ3.2-50×50	7%支柱 (φ130×t4.0)	3×7 G/O 16φ —	6×24 AZ/O 10φ —	6×24 AZ/O 18φ —	3×7 G/O 16φ ULF-US (2個)	6×24 AZ/O 12φ



平面図 S=1/50



正面図（山側より） S=1/50



※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

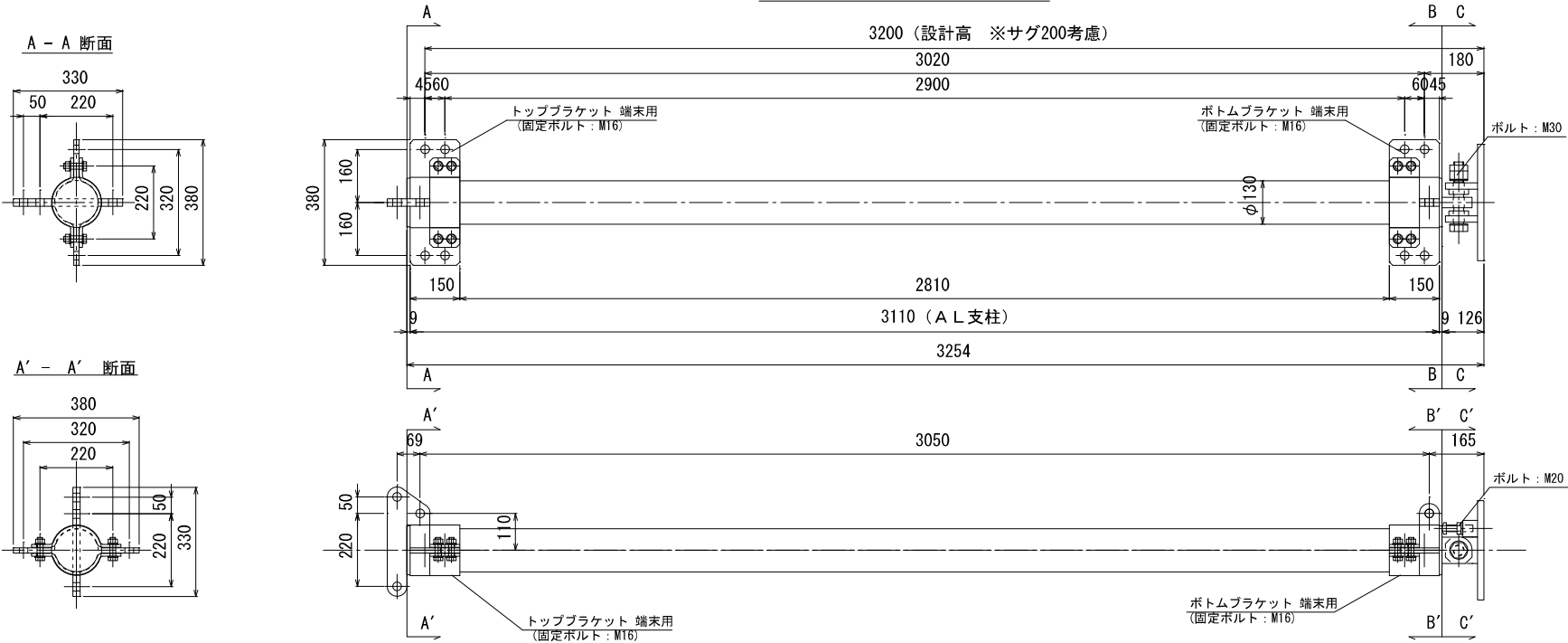
（甲州市側）			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（6）		
縮 尺	1:50	図面番号	34 の 22
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（7）

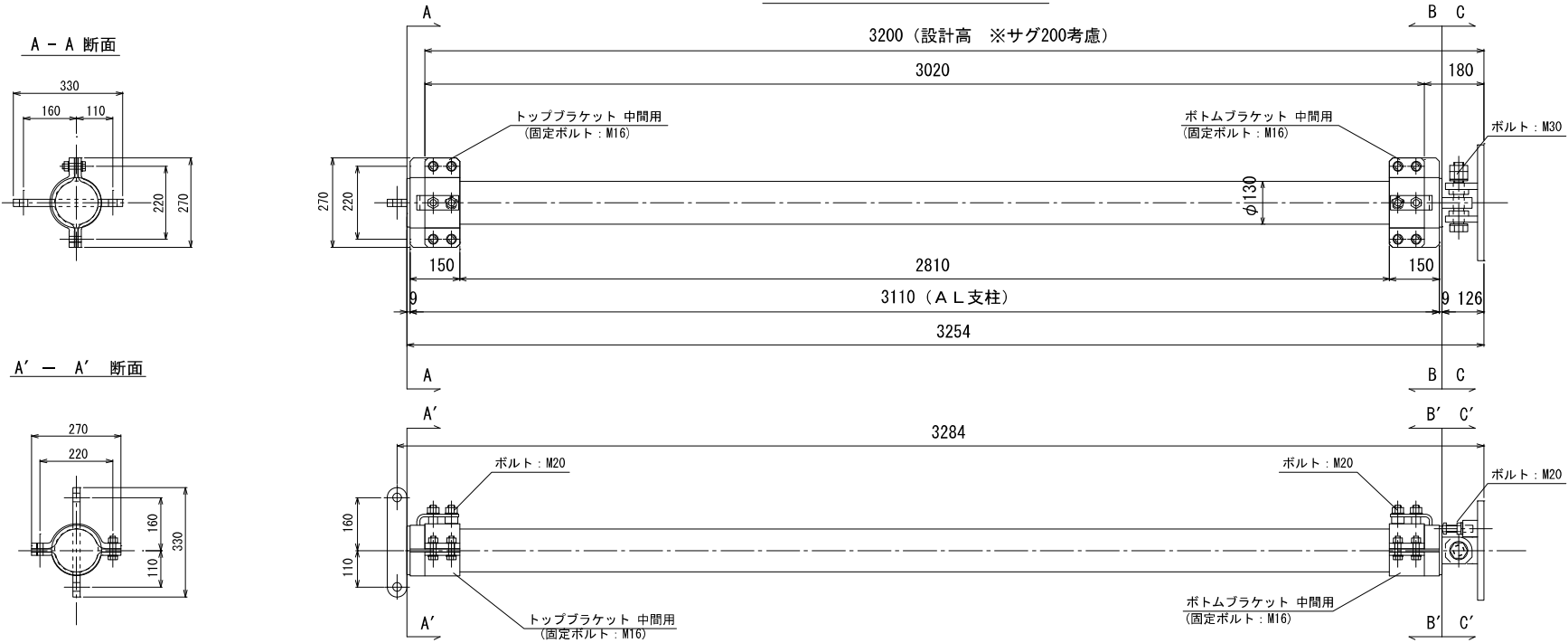
＜終点側②：100kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

支柱構造図（φ130×t4.0 H=3.0m用）

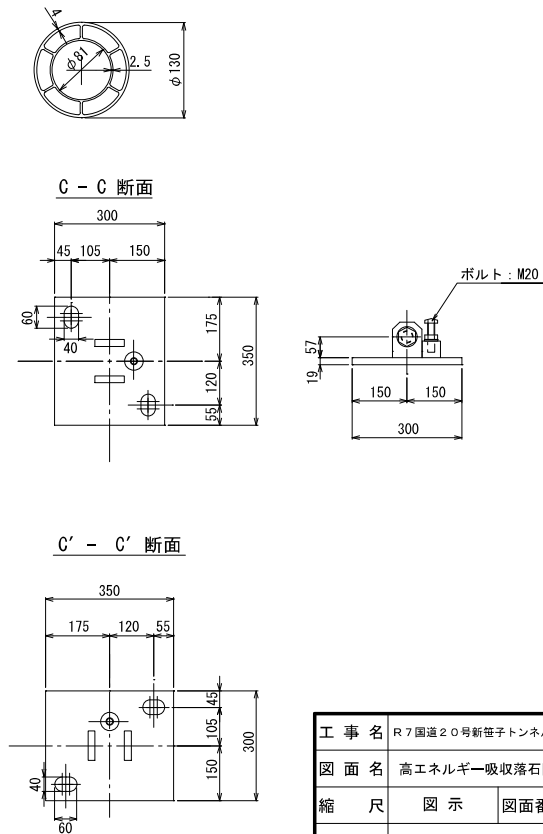
端末AL支柱構造図 S=1/10



中間AL支柱構造図 S=1/10



AL支柱断面 S=1/5

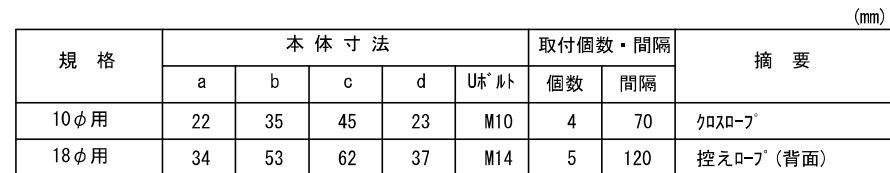


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

(甲州市側)			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良 (その5) 工事		
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図 (7)		
縮 尺	図 示	図面番号	34 の 23
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

＜終点側②：100kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

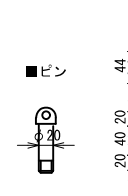
ワイヤクリップ



呼び16



36
21
64
16
32



Technical drawing of a mechanical part showing front and top views with dimensions:

- Front View (Top):**
 - Total width: 130
 - Distance from left edge to center of hole: 65
 - Hole diameter: $\phi 40$
 - Distance from hole center to right edge: 65
 - Part thickness: 16
 - Vertical dimensions on the left: 65 (total height), 2 (fillet radius), 2 (fillet radius).
- Top View (Bottom):**
 - Total width: 130
 - Distance from left edge to center of hole: 65
 - Distance from hole center to right edge: 65
 - Part thickness: 90
 - Hole diameter: $\phi 30$

A diagram of a sawtooth wave. The horizontal axis represents time, with a dimension line above the wave indicating a period of 500. The vertical axis represents voltage, with a dimension line to the right of the wave indicating an amplitude of 45. The wave starts at a low level, rises linearly, and then drops sharply to the low level, repeating this pattern.

[illegible]

シンブル付

※) アルミ支柱φ130用

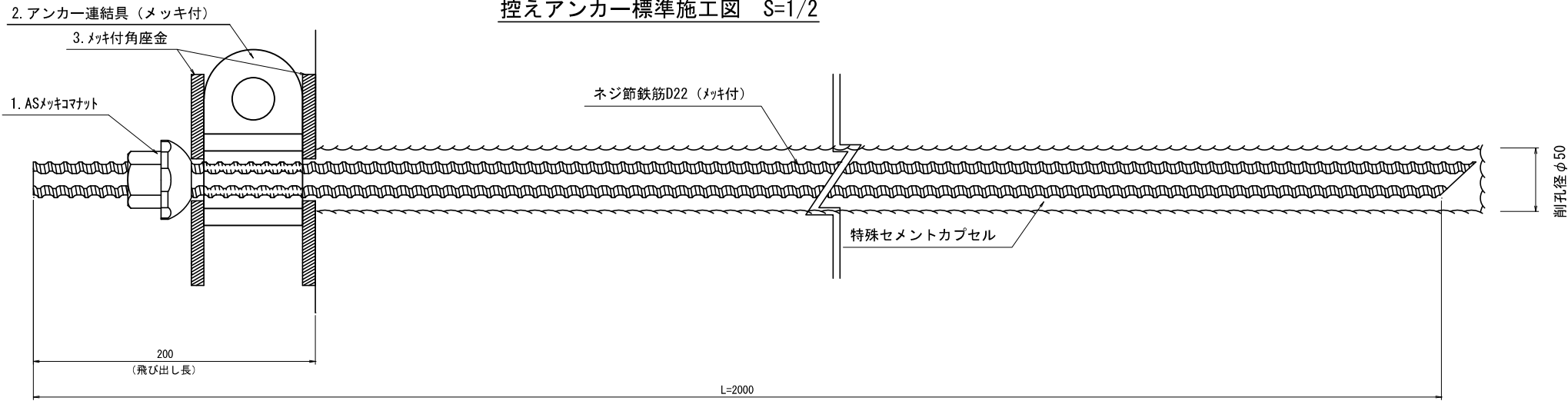
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図 面 名	高エネルギー吸収落石防護構詳細図（8）		
縮 尺	図 示	図面番号	34 の 24
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

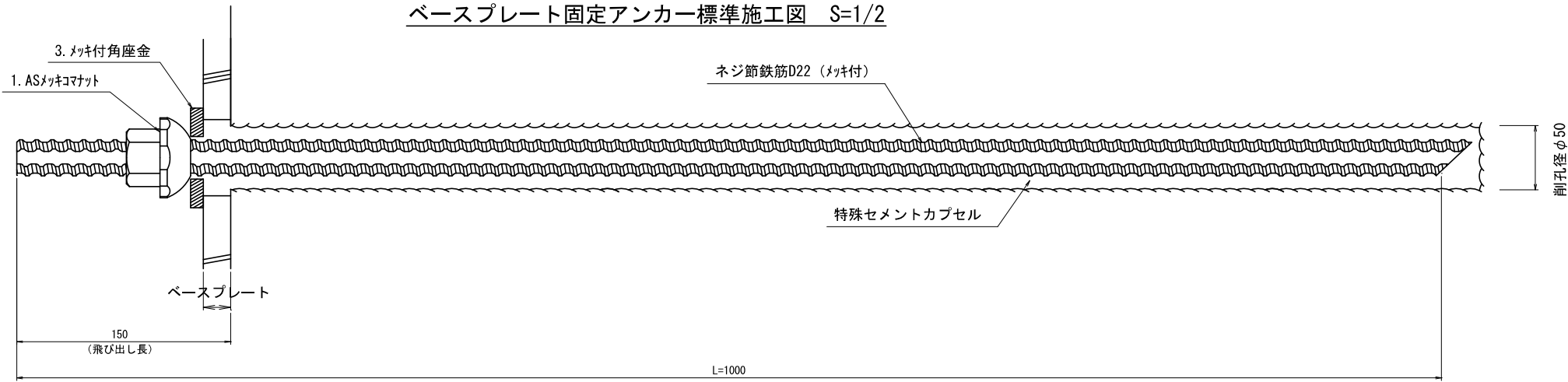
高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（9）

＜終点側②：100kJタイプ（柵高 H=3.0m）＞

控えアンカー標準施工図 S=1/2

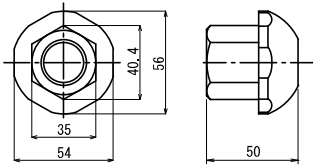


ベースプレート固定アンカー標準施工図 S=1/2

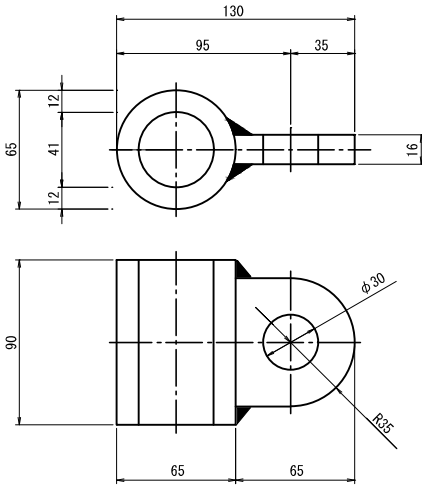


部品詳細図 S=1/2

1. ASメッキコナット（D22用）

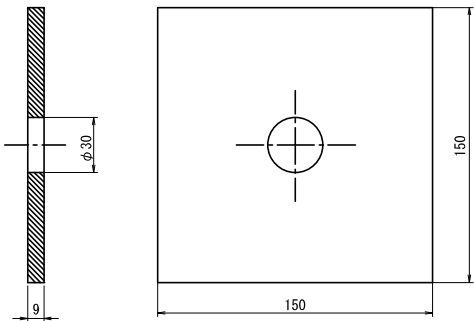


2. アンカー連結具（メッキ付）

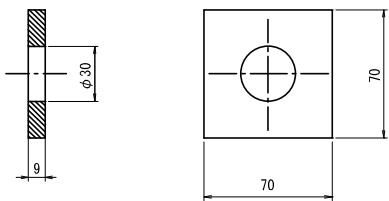


3. メッキ付角座金

（控えアンカー用）



（ベースプレート固定アンカー用）

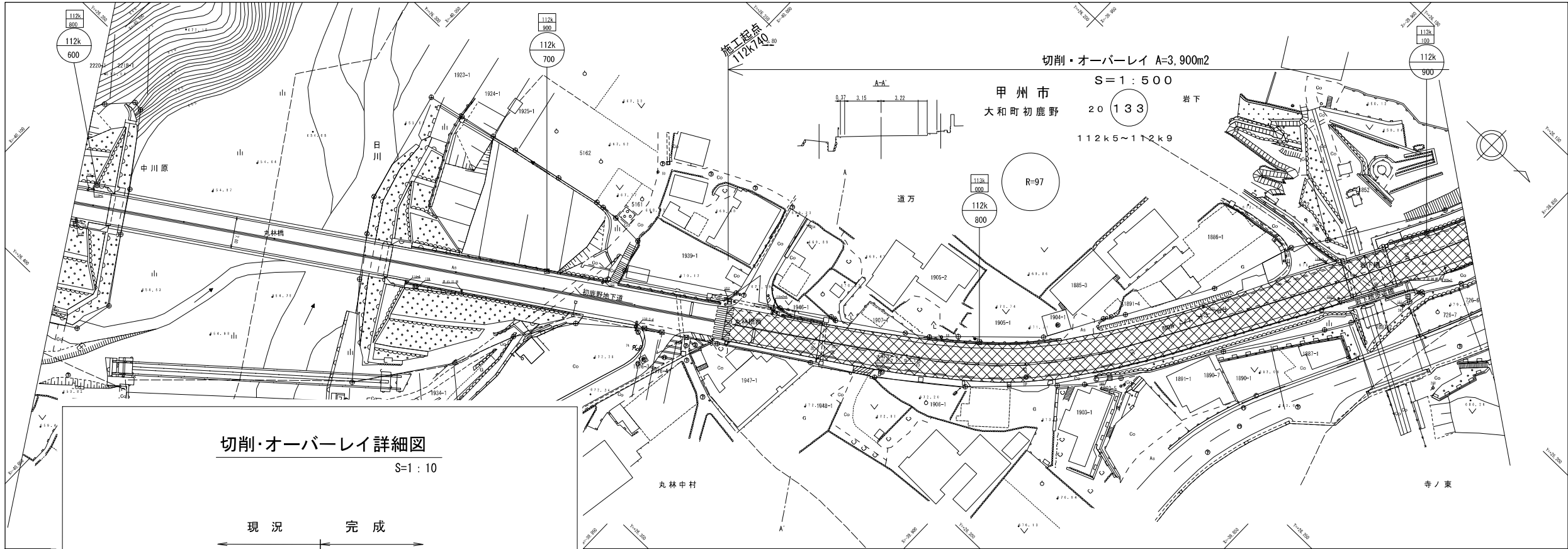


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事		
図面名	高エネルギー吸収落石防護柵詳細図（9）		
縮尺	1:2	図面番号	34の25
年月日	令和8年1月日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

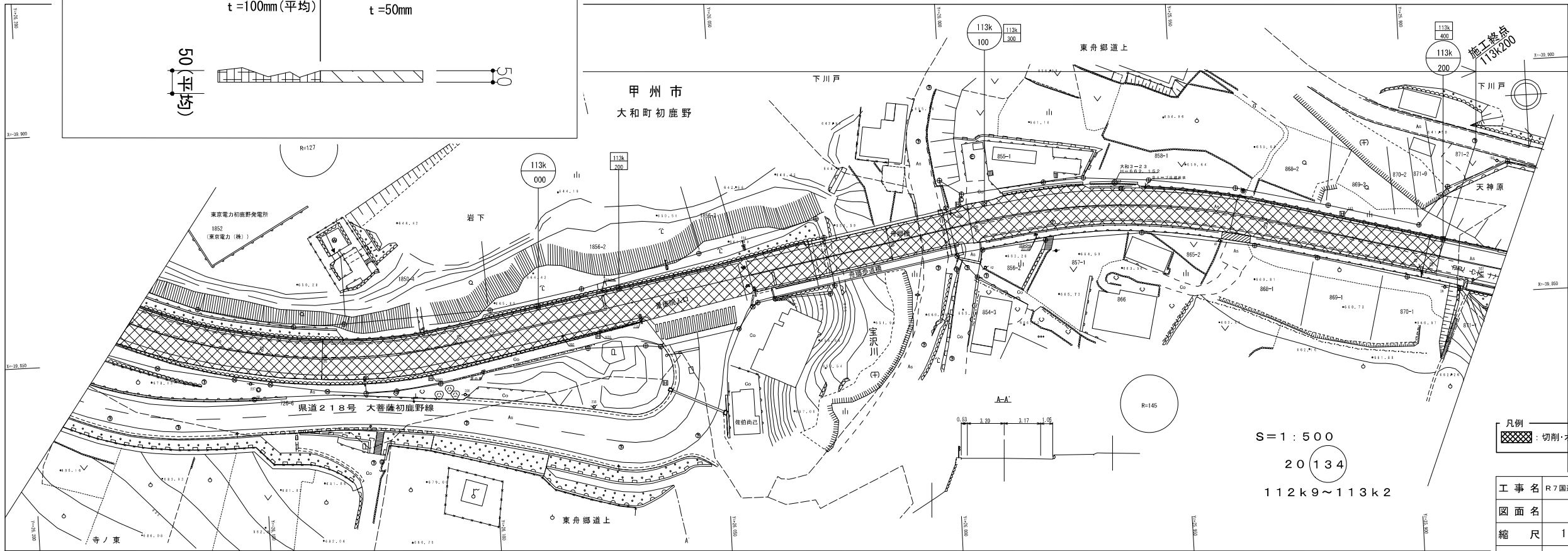
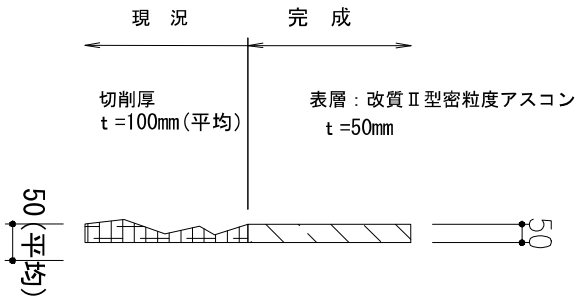
（甲州市側）

平面図 S=1/500
(切削オーバーレイ)



切削・オーバーレイ詳細図

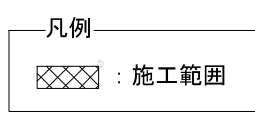
S=1:10



凡例
[Hatched Box] : 切削・オーバーレイ

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良 (その5) 工事		
図 面 名	平面図		
縮 尺	1:500	図面番号	34 の 26
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

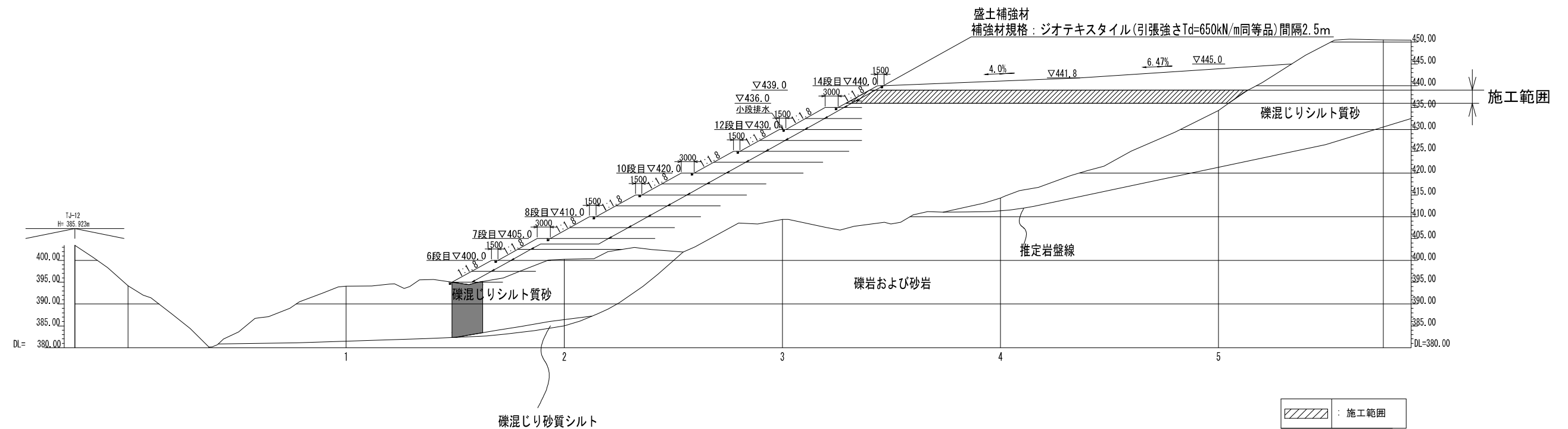
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。



(蛇骨沢地区)		
工事名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良（その5）工事	
図面名	平面図	
縮尺	1：500	図面番号 34 の 27
年月日	令和 8 年 1 月 日	
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社	
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所	

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

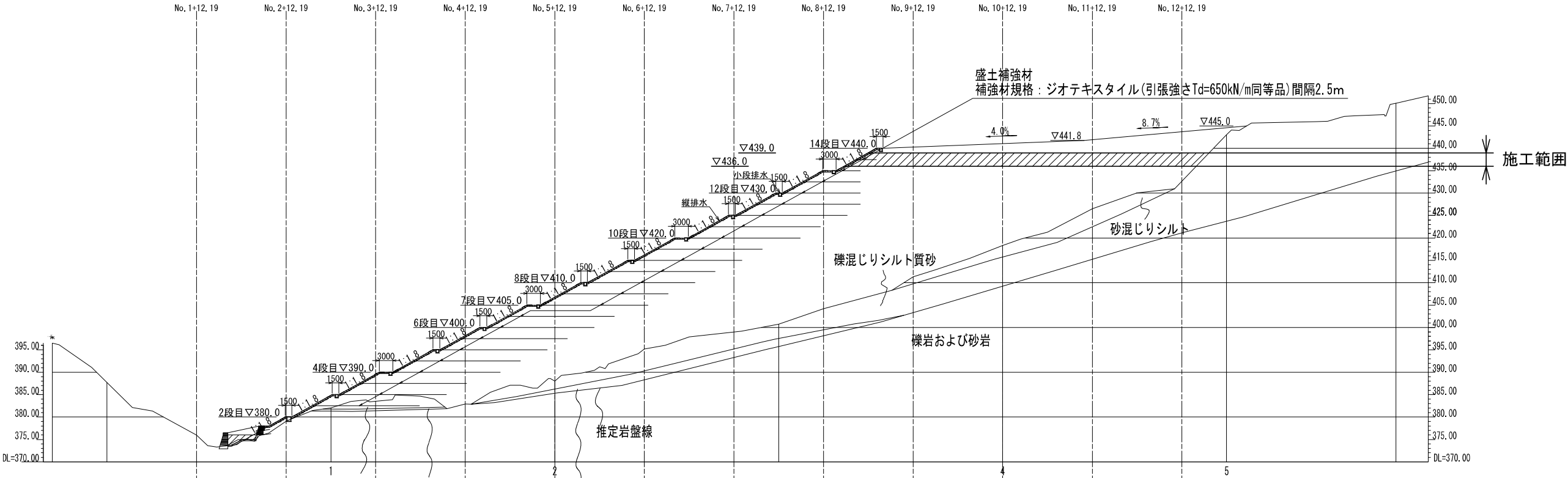
断面図 (1) S=1:500
(路線No. 1)



※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

(蛇骨沢地区)			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良(その5)工事		
図 面 名	断面図(1)		
縮 尺	1:500	図面番号	34の28
年 月 日	令和8年1月		日
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

断面図（2）S=1:500
(路線No. 2)



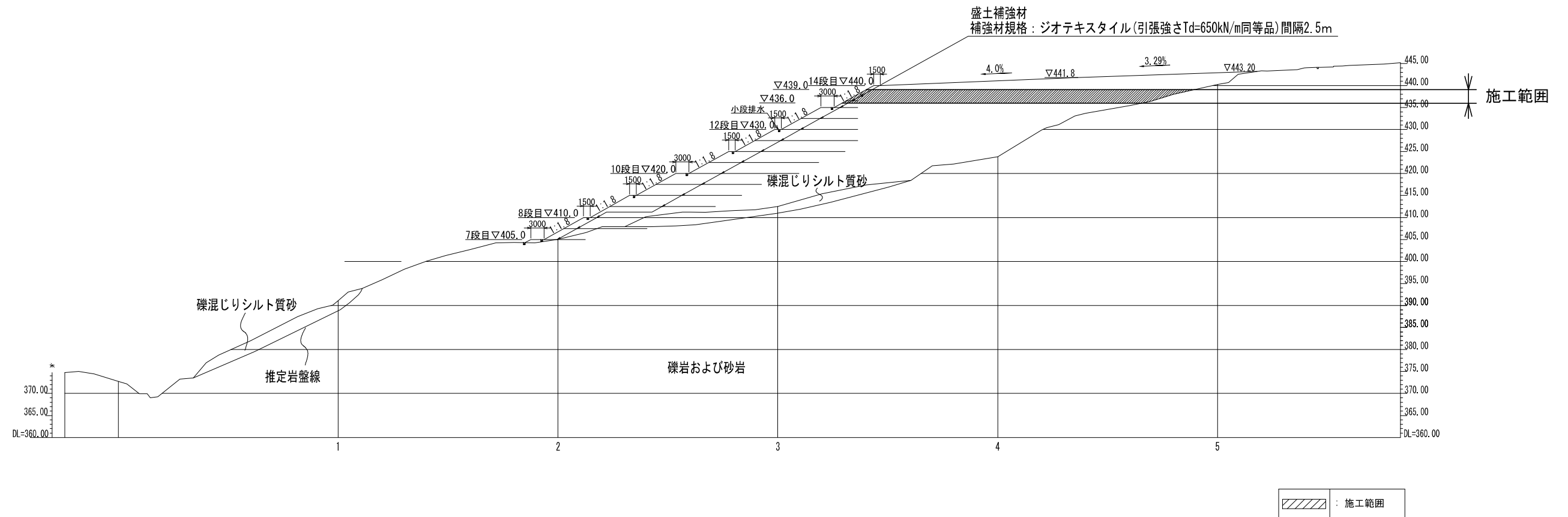
測点	No. 1+12.19	No. 2+12.19	No. 3+12.19	No. 4+12.19	No. 5+12.19	No. 6+12.19	No. 7+12.19	No. 8+12.19	No. 9+12.19	No. 10+12.19	No. 11+12.19	No. 12+12.19
計画高	-	380.00	389.56	398.17	406.78	416.22	425.00	435.00	438.47	439.27	440.25	443.00
地盤高	375.95	379.10	382.86	384.08	389.34	396.69	400.62	404.06	410.55	418.34	426.22	433.29
単距離	0.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000

： 施工範囲

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

(蛇骨沢地区)			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事		
図 面 名	断面図(2)		
縮 尺	1:500	図面番号	34の29
年 月 日	令和8年1月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

断面図 (3) S=1:500
(路線No. 3)



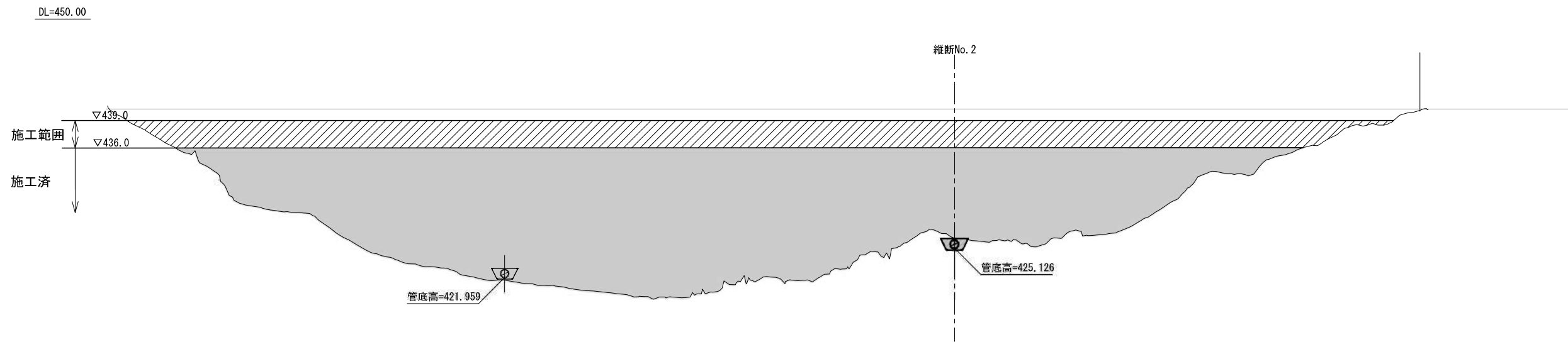
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

(蛇骨沢地区)			
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル開通改良(その5) 工事		
図 面 名	断面図(3)		
縮 尺	1:500	図面番号	34 の 30
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

横断図（１） S=1:250

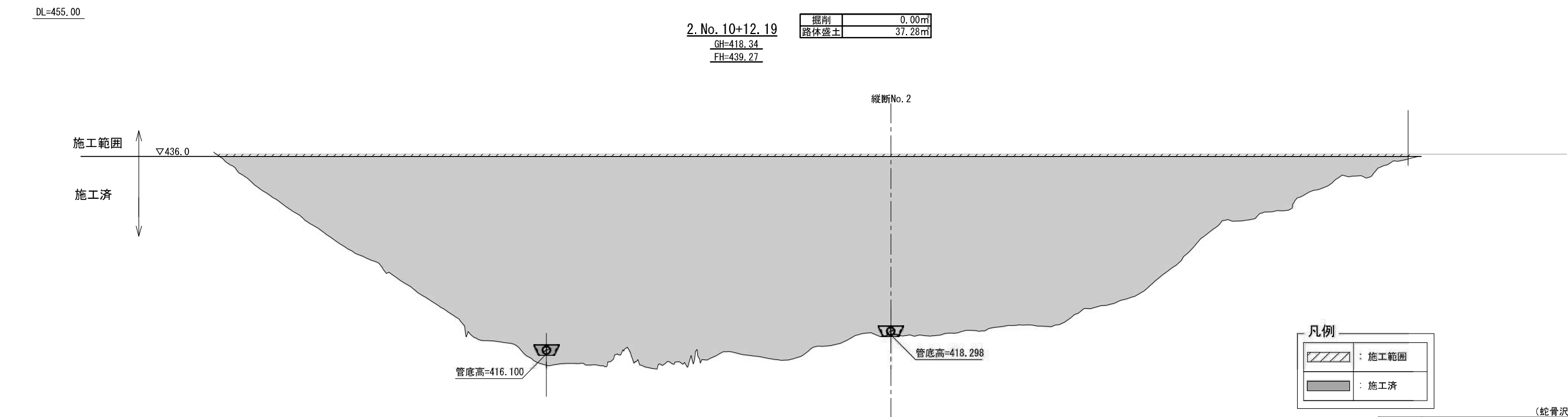
2. No. 11+12. 19
GH=426. 22
FH=440. 25

掘削	0. 00m
路体盛土	385. 41m



2. No. 10+12. 19
GH=418. 34
FH=439. 27

掘削	0. 00m
路体盛土	37. 28m



凡例	
	: 施工範囲
	: 施工済

（蛇骨沢地区）

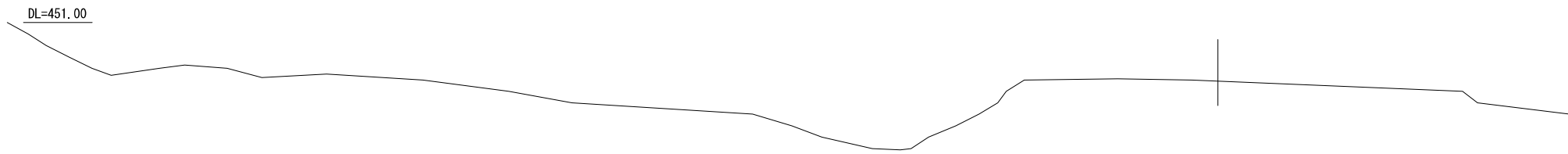
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	横断図（１）		
縮 尺	1：500	図面番号	34 の 31
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

横断図（2） S=1:250

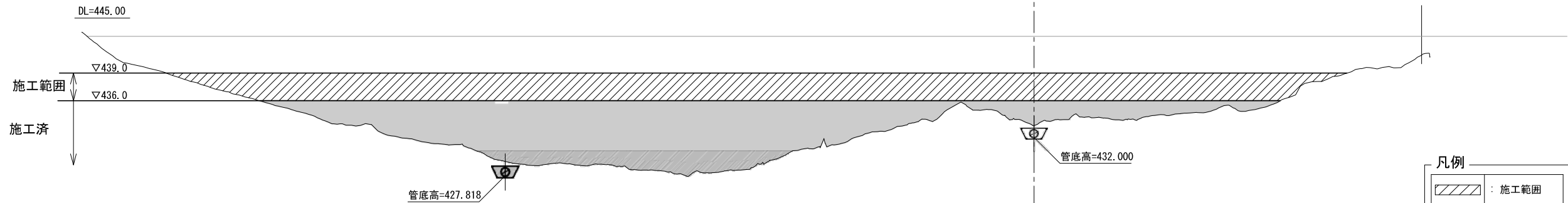
2. No. 13+12.19
GH=445.76

掘削	0.00m
路体盛土	0.00m



2. No. 12+12.19
GH=433.29
FH=443.00

掘削	0.00m
路体盛土	358.36m



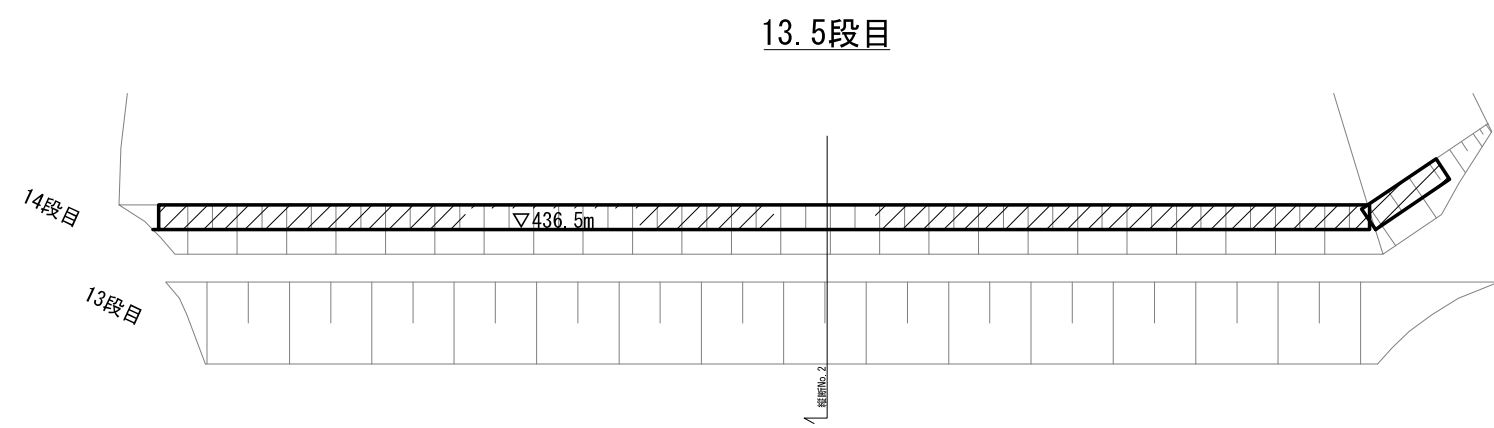
凡例	
	: 施工範囲
	: 施工済

（蛇骨沢地区）

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	横断図（2）		
縮 尺	1：500	図面番号	34 の 32
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

ジオテキスタイル展開図 S=1:400



(蛇骨沢地区)

工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事		
図 面 名	ジオテキスタイル展開図		
縮 尺	1:400	図面番号	34 の 33
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント 株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

数量総括表

道路改良（新笹子トンネル抗口）

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	適 用
道路土工	掘削工	掘削	土砂 片切掘削	m3	110	
	落石防護土工	路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3	320	
		積込(ｶｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	m3	220	
		土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	220	
	法面整形工	法面整形(切土部)	現場制約無し 質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	170	
		法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	190	
法面工	植生工	種子散布	肥料無し 100m2以上250m2未満	m2	190	
		植生マット	植生マット工 250m2未満	m2	170	
排水構造物工	作業土工	床掘り	土砂	式	1	
		埋戻し		式	1	
		基面整正		式	1	
	側溝工	ﾌﾟﾚｷｽﾄｳ型側溝	PU1-B300-H360	m	6	
		ﾌﾟﾚｷｽﾄｳ型側溝	PU3-B300-H400	m	42	
		ｺﾙｸﾞｰﾄﾌﾘｳﾑ	各種 D1500×H750	m	59	
		自由勾配側溝	B300×H500	m	5	
		自由勾配側溝	B300×H600	m	6	
		自由勾配側溝	B300×H700	m	6	
		自由勾配側溝	B300×H800	m	4	
		側溝蓋(自由勾配側溝)B300用	ｺﾝｸﾘｰﾄ蓋	枚	18	
		側溝蓋(自由勾配側溝)B300用	ｸﾞﾚｰﾅﾝｸﾞ蓋	枚	2	
	集水樹・マンホール工	現場打ち集水樹 G1-B600×L600×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	箇所	1	
		現場打ち集水樹 G1-B900×L900×H700	現場打材 18-8-25(高炉) 法面作業補正無	箇所	1	
		現場打ち集水樹 G1-B1600×L800×H1000	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	箇所	1	
		現場打ち集水樹 G2-B2000×L2000×H1100	現場打材 18-8-40(高炉) 法面作業補正無	箇所	1	
落石雪害防止工	落石防護柵工 ①	ﾎｰﾌﾞ・金網	柵高 3m 300kJ 厚ﾒｯｷ無	m	30	
		支柱(端末)	高Iﾎﾂｷﾞ-吸収柵	本	3	
		支柱(中間)	高Iﾎﾂｷﾞ-吸収柵	本	3	
		ｱﾝｶｰ(ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ固定)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×1500	本	12	
		ｱﾝｶｰ(背面控え)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×1500	本	6	
		ｱﾝｶｰ(側面・斜方向控え)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×2000	本	4	
		足場(鉄筋挿入)		式	1	
	落石防護柵工 ②	ﾎｰﾌﾞ・金網	柵高 3m 100kJ 厚ﾒｯｷ無	m	47	
		支柱(端末)	高Iﾎﾂｷﾞ-吸収柵	本	3	
		支柱(中間)	高Iﾎﾂｷﾞ-吸収柵	本	3	
		ｱﾝｶｰ(ﾍﾞｰｽﾌﾟﾚｰﾄ固定)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×1000	本	12	
		ｱﾝｶｰ(背面控え)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×2000	本	6	
		ｱﾝｶｰ(側面・斜方向控え)	ﾍﾞｽﾄｱﾝｶｰ D22×2000	本	4	
		足場(鉄筋挿入)		式	1	
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員		式	1	

道路維持(舗装工)

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	適 用
舗装工	切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	7cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000	m2	3,900	
		殻運搬(路面切削)		m3	195	
		殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	195	
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員		式	1	

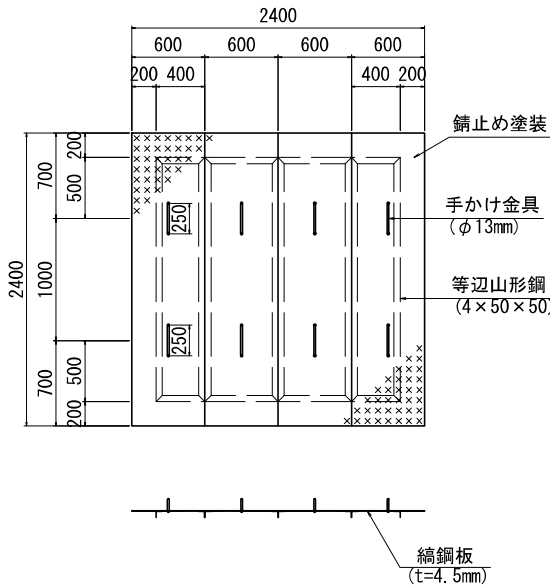
道路改良(蛇骨沢)

工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	適 用
道路土工	路体盛土工(IGT)	路体(築堤)盛土(IGT)		m3	30,400	
	場内運搬工	積込(ｶｰｽﾞ)	破砕岩 土量50,000m3未満	m3	30,400	
		土砂等運搬	硬岩	m3	30,360	
擁壁工	補強盛土工	ｼﾞｵｷﾞｵｷﾞｽﾀｲﾙ敷設		m2	1,707	
		土材料		m3	170	

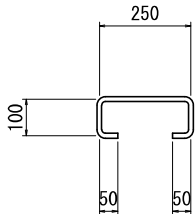
工 事 名	R7国道20号新笹子トンネル関連改良(その5)工事		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺	—	図面番号	34 の 34
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

集水桝蓋詳細図（参考図）

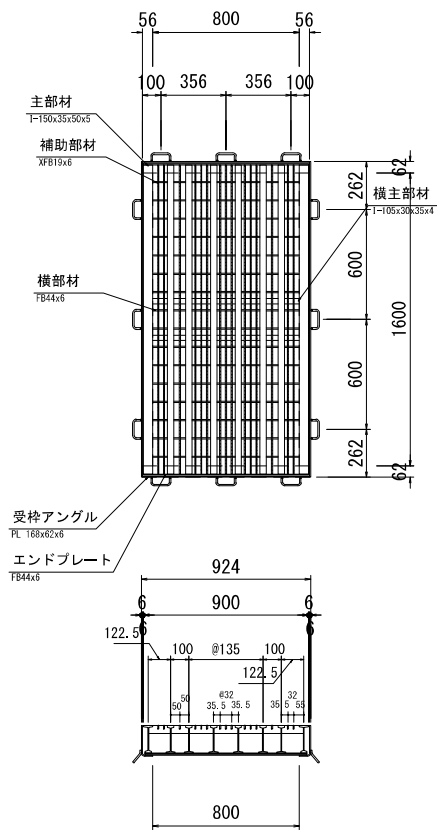
縞鋼板蓋 S=1/30
2000×2000用 4枚掛



手かけ金具 S=1/10
(φ13mm)

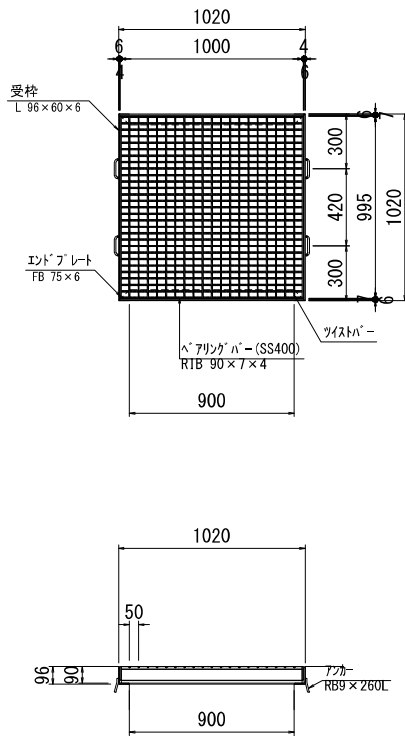


グレーチング蓋 S=1/20
1600×800用



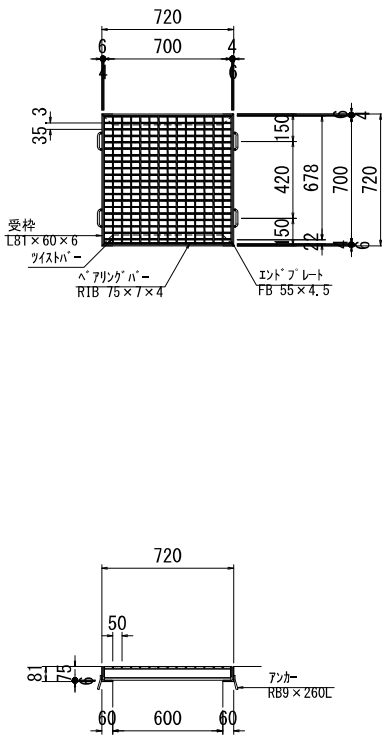
荷重条件 T-25
重量 289.4kg(本体:231.7kg、受枠:57.7kg)

グレーチング蓋 S=1/20
900×900用



荷重条件 T-25
重量 142.9kg
※ボルト固定

グレーチング蓋 S=1/20
600×600用



荷重条件 T-25
重量 69.2kg
※ボルト固定

材料表 (1箇所当り)				
名 称	形状寸法	単位	数 量	備 考
縞 鋼 板	t=4.5mm	kg	213.2	W=2.4×2.4×37.02
等辺山形鋼		kg	85.1	L=2.0×2+1.9×6=19.2 W=19.2×4.43
手かけ鉄筋	φ13	kg	4.6	W=(0.55×8)×1.042
塗装面積		m2	7.9	A=2.4×2.4+19.2×0.1 +π×0.013×0.55×8

この『参考図面』は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って『参考図面』は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工務目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この『参考図面』の有効期限は、この工事の入札日までとする。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名 R7国道20号新笹子トンネル関連改良（その5）工事			
図 面 名 集水桝蓋詳細図（参考図）			
縮 尺	図 示	図面番号	参 の 1
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	大日本コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		